

目次

- 【第5回説明会（2025年6月開催）】

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R7.7.31）2

- 【第4回説明会（2024年7月開催）】

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R6.11.13）3-10

- 【第3回説明会（2023年5月開催）】

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R5.7.31）11-15

- 【第2回説明会（2022年5月開催）】

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.7.26）16-19

- 【第1回説明会（2021年12月開催）】

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.3.18）20-25

No	分類	クラウド型被災者支援システムおよび今回の説明会に関して、ご意見やご質問がございましたらご記入をお願いします。	ご回答
1	システム全般	クラウド型被災者支援システム（以下「本システム」という。）の導入の判断にあたり、市町村が自由にログインして触れることができるテスト環境を提供いただきたい。	導入検討にあたり最大3週間はご自由に触っていただくことが可能なデモ環境をご用意しております。ご利用に関するご相談は、下記のJ-LISのアドレスまでお問い合わせください。 Mail：rddlg@j-lis.go.jp
2	システム全般	応急危険度判定の入力管理機能はあるか。 また、被害認定調査や応急危険度判定について現地で入力可能なモバイルシステム機能はあるか。	本システムには、応急危険度判定に係る入力管理やモバイルシステムの機能は搭載されておりません。また、被害認定調査に係るモバイルシステム機能の搭載はないものの、既に市場展開されている住家被害調査システムの現地調査結果を取り込むための連携インターフェースをご用意しております。
3	システム全般	ユーザID数の制限はあるか。ユーザID数の増加に伴う費用負担は生じるか。 また、本システムに入力した情報は、導入自治体の職員であれば誰でも見ることができるのか。	本システムで利用可能なユーザID数に制限はございません（ユーザID数増加に伴う費用変動もなし）ので、導入自治体において本システムをインストールしたLGWAN接続系の端末であれば、複数の職員が同時にログインし、入力・閲覧等の操作が可能です。
4	システム全般	本システム導入後、定期的に操作説明会を開催していただきたい。	定期的な操作説明会についてはご相談下さい。システムの操作説明については動画をご用意しておりますので下記URLをご参照下さい。 https://www.j-lis.go.jp/dougaannai/
5	費用負担 地方財政措置	財政措置として、緊急防災・減災事業債の活用可否を知りたい。同事業債はいわゆるハード事業が対象と認識していたが、サーバーの設置を伴わない本システムの導入においても対象となるのか。	本システムの導入は、緊急防災・減災事業債の対象となります。(措置期間 令和7年度まで) 詳細につきましては、下記資料のp31をご参照ください。 https://www.fdma.go.jp/about/others/items/r7_tebiki.pdf
6	費用負担 地方財政措置	令和8年度以降に本システムを導入する場合の地方財政措置について教えてください。	各地方財政措置を所管する総務省・消防庁の判断となりますが、現時点で令和8年度以降の継続・廃止等について決定したものはないと承知しております。
7	その他	調達にあたっては、随意契約となるか。他者との比較検討が必要か。	各自治体の契約ご担当の方に確認ください。 参考までに、これまで随意契約で導入していただいた自治体もございます。随意契約ができる理由等として、被災者台帳機能をベースとし、更に平時からの個別避難計画の作成や避難所管理機能、そして災害時の罹災証明書のコンビニ交付等、被災者支援業務を網羅的にカバーできます。また、住民情報データをバックアップとして保管するので、大規模災害に備えたBCP対策としても有効です。
8	その他	本システムを導入する場合、導入に必要な期間や経費がベンダーによって変わるとの説明があったが、具体的にはどのようなことか。	データ連携の開発・構築を住基ベンダーに委託するか、自治体内製で対応されるかで導入時の費用や期間が大きく異なります。また、既存の住基システムから連携するデータをクラウド型被災者支援システムに合わせていただく作業内容（手作業、ツールによる返還等）によっても変わってきます。詳細なご確認が必要な場合は、下記のJ-LISのアドレスまでお問い合わせください。 Mail：rddlg@j-lis.go.jp

No	分類	クラウド型被災者支援システムおよび今回の説明会に関して、ご意見やご質問がございましたらご記入をお願いします。	ご回答
1	システム全般	具体的に導入するための必要な手順が知りたい。	導入手順の詳細につきましては、BOSライブラリにある下記の資料をご参照ください。 [20-01] FAQ [20-02] 地方公共団体向けドキュメント一覧 [20-03] 01.共通.zip [20-04] 02.住民情報バックアップ.zip [20-05] 03.証明書発行サービス.zip [20-06] 04.被災者支援システム.zip また、ご不明点がございましたら機構にお問い合わせください。
2	システム全般	今年度当初予算化しており、年度内の導入に向けて準備を進めているところ。 罹災証明に関して、被害認定調査のDXによる一層の効率化が課題と認識しているが、本システムへの組み入れや、他のシステムとの連携方法など予定はあるか。	被害認定調査機能の開発予定はございませんが、すでに市場展開されている住家被害調査システムの調査結果を取り込む連携インターフェースをご用意しております。
3	システム全般	クラウド型被災者支援システムの導入に当たりBCLの導入は必須か。	BCLが提供するデータバックアップやコンビニ交付サービスの利用は、必須ではありません。 BCL提供サービスをご利用されない場合、パターンBでの導入をご検討ください。
4	システム全般	本説明会で紹介されていた自治体の事例は導入済の自治体による活用事例なのか。	本説明会で紹介させていただいた事例は、実証で一時的に避難所入退所管理アプリを利用された団体を除き、他はすべて導入済み団体の事例です。
5	システム全般	J-LISのオンプレ版被災者支援システムでは、説明のあった3機能以外にも、気象予測などの機能が構築されているが、クラウド型ではこの3機能だけの使用となるのか。	クラウド型被災者支援システムは、今回ご紹介している機能のみのご提供です。
6	システム全般	本市では、J-LISのオンプレ版被災者支援システムを利用しているが、今後仮設住宅や義援金管理、家屋解体などの機能もクラウド型へ搭載される予定があればご教示頂きたい。	現在、仮設住宅の申し込みや義援金管理、家屋解体管理などの機能開発予定はございません。
7	システム全般	クラウド型被災者支援システムの文字体系は何に準拠しているか。	クラウド型被災者支援システムでは、文字フォントとしてIPAmj明朝を用いています。 ご利用の文字フォントがIPAmj明朝ではない場合、IPAmj明朝に対応した同定作業が必要となります。「外字」をかな表記として同システムに取り込むかについては、団体様のご判断にお任せいたします。外字項目の連携等につきましては、今のところ未定です。 また、外字を含む方へのコンビニ交付サービスがご利用できない旨の周知も必要です。
8	システム全般	外字の扱いはどうなるのか。外字があることが分かるだけで、外字のデータはないのか。氏名に外字がある場合は、外字部分が欠落した状態で表示されるのか。	クラウド型被災者支援システムでは、文字フォントとしてIPAmj明朝を用いています。 ご利用の文字フォントがIPAmj明朝ではない場合、IPAmj明朝に対応した同定作業が必要となります。 本システムでは、外字が存在する場合、外字フラグにチェックが入り、画面上では「★」で表示されます。この場合、罹災証明書などの証明書を窓口から発行しようとしてもPDF出力はできません。また、罹災証明書や被災証明書はコンビニ交付した場合も、同定候補がなく、★を設定した文字が存在する場合、コンビニ交付できません。このため、個別の対応をしていただくこととなります。
9	システム全般	一度設定した災害名の修正や削除は可能なのか。	災害名の修正、削除とも可能です。削除は論理削除であるため、誤って削除した場合も復旧することができます。
10	システム全般	導入に向けての作業について、国及び県などから支援をいただける制度等はあるか。	作業員の派遣等の支援制度はございませんが、本システムに関する制度についてご不明点がある場合は、内閣府までご相談ください。また、導入作業、各種費用、運用サポート等に関してご不明点がある場合は、J-LISまでご相談ください。

No	分類	クラウド型被災者支援システムおよび今回の説明会に関して、ご意見やご質問がございましたらご記入をお願いします。	ご回答
11	システム全般	県内においてデモンストレーション等の説明会（県庁、県自治会館など）が開催されれば、是非参加したい。	県単位の勉強会開催などで、システムのご説明は過去にも他県で実施させていただいております。また、個別説明会の実施も可能です。ぜひご相談ください。
12	システム全般	今回の説明会は市町村向けの内容と捉えているが、被災者支援システムを都道府県で統一して導入しているところもあることから、都道府県向けに特化した内容でも実施をしてほしい。	過去にも県単位の勉強会でシステムの説明をさせていただくなど、ご要望に応じ柔軟な対応が可能ですので、ご相談ください。
13	システム全般	このシステムの一部だけを導入することは可能か？	システムの導入に関しましては、いったん全機能を導入いただき、その上で必要な機能のみご利用いただく形としております。
14	システム全般	クラウド型被災者支援システムはLGWAN接続系の端末からのみアクセスできるのか。（住基との関連があるので、アクセスできる端末に制限があると考えている。）	クラウド型被災者支援システムはLGWAN-ASPで提供されているため、LGWAN接続系の端末でご利用ください。 なお、実際の使用あたっては、貴市の情報セキュリティに関する規則等との整理をご検討ください。
15	システム全般	BCLについて、戸籍証明書のコンビニ交付は可能となっているか。不可能の場合、今後コンビニ交付できるようシステム改修を行う可能性はあるか。	戸籍証明書についてはBCLによるコンビニ交付には対応しておりません。今後の対応予定は未定です。
16	システム全般	資料「クラウド型被災者支援システム費用と利用申し込みについて」の３ページ目の図について、本市は三層分離により、個人番号利用事務系とLGWAN系を明確に分けてセキュリティ強化を行っているが、住民情報や福祉情報をクラウド型被災者支援システムへLGWANネットワーク経由でデータを送る場合にどのようなセキュリティ対策が行われているのか。	BCLとの通信に関するセキュリティ対策は暗号化通信にて行われます。 BCLを用いない場合については、住民情報や福祉情報をそれぞれのシステムからCSV出力し、LGWAN側からクラウド型被災者支援システム側でCSVを取り込むようになっておりますが、そちらも暗号化通信を行っております。いわゆる三層分離の概念において、同通信は「特定通信」として整理されているものとなり、また、BCL側でも様々なセキュリティ対策を取っておりますので、その点のご心配には及びません。なお、特定通信については、総務省が公表している下記資料もご参照ください。 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和４年３月版）」
17	データ連携	住基連動における法的根拠はどのようになっているのか。	住民基本台帳は、住民基本台帳法に基づき「市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、（中略）その他の住民に関する事務の処理の基礎とする」ことを目的（同法第１条）として作成するものであり、住民基本台帳作成の目的の範疇に属するものとして、避難行動要支援者名簿や被災者台帳等作成のため市町村内で活用することは差し支えないと解されます。 また、住民基本台帳に関する取り扱いについては、「被災者台帳の作成等に関する実務指針（平成29年3月 内閣府（防災担当））」のP32「④ 住民基本台帳情報の取扱い」において、「マイナンバーをその内容に含む住民基本台帳は、広く住民に関する行政事務の基礎とできることから、庁内連携のための特段の条例の整備は不要である。」と明示しているところです。
18	データ連携	県の運営する総合防災システムや消防庁の安否情報システムなど災害時に入力するシステムがいろいろあるが、連携や一本化の構想はないか。	令和６年４月に運用を開始した「新総合防災情報システム」（SOBO-WEB）を中核とする防災デジタルプラットフォームに各機関の災害情報を集約させることで、関係機関間で広く迅速に情報共有を行うとともに、SOBO-WEBがハブとなってシステム間でデータを自動連携させることにより、多重入力等の解消を図ってまいりたいと考えております。一方、被災者支援に必要な個人情報については、クラウド型被災者支援システムをはじめ、官民で多様な被災者支援システムが提供されているところ、更なる普及促進に向けて、相互連携機能の強化を図ってまいりたいと考えております。なお、本システムにおいては、避難所、避難状況、避難者、被害認定調査結果等について、CSVファイルの作成及び取込のためのインターフェースを備えているため、これらの情報について都道府県や市町村が個別に整備する防災情報システム等と連携することができます。 詳細はBOSに公開しております外部インターフェース仕様書（BOSの「[20-06]【自治体基盤クラウドシステム】04.被災者支援システム」⇒「05.各機能のご利用に向けた連携データの準備」に「01.IF仕様書(EXCEL形式).zip」と「01.IF仕様書(PDF形式).zip」）をご参照ください。

No	分類	クラウド型被災者支援システムおよび今回の説明会に関して、ご意見やご質問がございましたらご記入をお願いします。	ご回答
19	データ連携	CSVでデータインポート等を行うが、CSVの仕様はどのようなものか。自治体職員が簡単に作れるような仕様になっているのか。（文字コードに特殊なものを使っていたりしていないか）	CSVファイルの詳細な仕様はBOSに公開している外部インタフェース仕様書（BOSの「[20-06]【自治体基盤クラウドシステム】04.被災者支援システム」⇒「05.各機能のご利用に向けた連携データの準備」に「01.IF仕様書(EXCEL形式).zip」と「01.IF仕様書(PDF形式).zip」にございます）をご確認ください。 文字コードはIPAmj明朝です。 導入形態は、パターンAとパターンBがございますが、パターンBであれば連携データの編集を、基幹システムのEUC機能を活用し、自治体職員のみで対応可能なケースもございます。
20	データ連携	API連携で各種データとの連携ができるとの説明があったと思うが、実際に連携先のデータや種別、量によってどれだけの費用が掛かるか、連携によって発生する保守業務や日常の業務等があれば教えていただきたい。	API連携ではなく、CSVファイルを用いて各種データの連携ができます。詳細は、BOSの外部インタフェース仕様書（BOSの「[20-06]【自治体基盤クラウドシステム】04.被災者支援システム」⇒「05.各機能のご利用に向けた連携データの準備」に「01.IF仕様書(EXCEL形式).zip」と「01.IF仕様書(PDF形式).zip」がございました）をご確認ください。 ただし、住民情報については、パターンAでBCL利用の場合はAPIによる自動連携が可能です。 連携によりどのような保守業務が必要で、その費用発生の可否につきましては、住基ベンダーや連携させるシステムベンダーにお問い合わせをお願いします。
21	データ連携	API連携するにあたり、様々な連携データをまとめたエクセル等をシステムで出力することができるか。	本システムの「横断検索」機能を用いることにより、本システムに記録されている全ての事項を任意に組み合わせで検索及び抽出することができます。抽出結果は画面表示の他、CSVファイルに出力することもできるため、外部システムへの連携等にご活用頂くこともできます。
22	データ連携	デジタル行財政改革としての位置づけとして、「官民の多様な被災者支援システムの相互連携機能の実装状況を調査・検討し、実装すべき連携機能の在り方や連携による効果等を検証する」とあるが、異なる被災者支援システムを使用している自治体同士でも応援できるような仕組みを模索することを目的としているという理解でよろしいか。	被災者支援に関するシステム同士の相互連携の調査・検討を幅広く行うものでありますので、お示しのような発災後における自治体同士の応受援時における活用の側面もあるかと思料されますが、必ずしもそれだけを目的としたものではないことをご理解ください。
23	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	・市町村独自の任意事項情報で検索し、抽出することはできるか？（例：任意事項情報にケアマネ事業所を登録した場合、その利用者を抽出する など）	本システムに記録されている全事項から任意の事項を指定して検索する「横断検索」機能を用いて、例としてお示しのような対象者を抽出することができます。この機能は、任意の事項を指定して検索することで、該当する対象者を抽出することができるうえ、抽出結果はCSVファイルに出力することもできます。
24	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	避難行動要支援者名簿や避難者名簿等をCSVファイルで取り込んだ後に、新規の避難行動要支援者名簿対象者や避難者を追加する場合は毎回手作業で入力する必要があるのか。	避難行動要支援者や避難者を新たに追加する場合についても、CSVファイルで取込むことができます。この場合、CSVファイルには追加分の者のみ記録されておればよく、避難行動要支援者や避難者の全員が含まれている必要はありません。なお、既に本システムに記録済みの者のデータがCSVファイルにあった場合、本システムの記録はCSVファイルの内容で上書きされます。
25	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	個別避難計画の手入れ作業（避難行動要支援者である住民のいわゆる4情報に異動があった場合の作業）について。 住民記録システム（住民基本台帳）で4情報を変更した場合、住民基本台帳のシステム上で異動があった住民の異動後の情報を入力した場合、クラウド型被災者支援システム上に記録されている個別避難計画を更新するには、住民記録基本台帳システムとは別にクラウド型被災者支援システムにおいても異動後の情報を入力する必要があるのか。	住民記録システムで変更があった者の氏名・住所・生年月日・性別を本システムに取込むと、本システムに記録されている避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の氏名・住所・生年月日・性別を以下の方法で更新することができます。 「避難行動要支援者名簿更新」画面及び「個別避難計画更新」画面において、住民記録システムの氏名・住所・生年月日・性別と相違がある場合、その事項の後ろに「再取得」ボタンが表示されます。当該ボタンを押すことにより、住民記録システムに記録された内容に置き換えることができます。 また、「避難行動要支援者名簿作成・更新設定」画面において、住民記録システムの氏名・住所・生年月日・性別に相違がある避難行動要支援者を確認できるExcelを出力することができます。このExcelで新旧の氏名・住所・生年月日・性別の内容を確認した上で、新しい情報を取り込む必要がある場合には、まとめて更新することができます。 なお、いずれの場合においても、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の更新にあたっては、更新内容についてご担当職員が事前に確認するという、より安全な業務手順を想定して開発したため、自動更新は行っておりません。

No	分類	クラウド型被災者支援システムおよび今回の説明会に関して、ご意見やご質問がございましたらご記入をお願いします。	ご回答
26	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	避難行動要支援者名簿への住基データの取込方法を知りたい。	避難行動要支援者名簿に、すでに記録されている、又は新しく記録しようする避難行動要支援者である住民のいわゆる 4 情報の取り込み方法についてお答えします。 クラウド型被災者支援システムをパターンAで利用する場合、夜間処理により自動連係された 4 情報を取り込み、クラウド型被災者支援システムにおける避難行動要支援者名簿や個別避難計画の機能から利用することができます。一方、パターンBで利用する場合、CSV取り込みによって 4 情報を取り取り込むことができます。（パターンBは低価格ですが、4 情報の取り込みに人手が必要となります。） なお、パターンBで用いるCSVファイルの形式の詳細についてはBOSにある外部インタフェース仕様書の「個人情報データ」と「世帯情報データ」をご確認ください。 BOSの「[20-06]【自治体基盤クラウドシステム】04.被災者支援システム」⇒「05.各機能のご利用に向けた連携データの準備」に「01.IF仕様書(EXCEL形式).zip」と「01.IF仕様書(PDF形式).zip」がございました。
27	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	現在、当市で使用しているシステムでは介護保険（要介護 3 から 4 への変更など）、障害者手帳データの取り込みは 住基データと同様簡単に一括取り込みができるが、クラウド型被災者支援システムでは1人ずつ手入力で変更するしかないのか。	要介護状態区分・障害の級別等の情報をまとめて取り込み、更新することができます。くわしくは以下のとおりです。 「避難行動要支援者名簿作成・更新設定」画面において、氏名・住所・生年月日・性別・要介護状態区分・障害の級別等の情報に相違がある避難行動要支援者を確認できるExcelを出力することができます。このExcelで新旧の氏名・住所・生年月日・性別・要介護状態区分・障害の級別等の情報の内容を確認した上で、新しい情報を取り込む必要がある場合には、まとめて更新することができます。 なお、避難行動要支援者名簿の更新にあたっては、更新内容についてご担当職員が事前に確認するという、より安全な業務手順を想定して開発したため、自動更新は行っておりません。
28	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、住基情報と同じように介護や障がい手帳の情報なども一括更新はできるか。（リアルタイムではなくても月一回など）	要介護状態区分・障害の級別等の情報をまとめて取り込み、更新することができます。くわしくは以下のとおりです。 「避難行動要支援者名簿作成・更新設定」画面において、氏名・住所・生年月日・性別・要介護状態区分・障害の級別等の情報に相違がある避難行動要支援者を確認できるExcelを出力することができます。このExcelで新旧の氏名・住所・生年月日・性別・要介護状態区分・障害の級別等の情報の内容を確認した上で、新しい情報を取り込む必要がある場合には、まとめて更新することができます。
29	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	現在、当市で使用しているシステムでは転出者が出れば、住基データを取り込んだ際、自動的に廃止者として避難行動要支援者名簿から削除され、同時に廃止者リストが自動的に作成されるが、クラウド型被災者支援システムでは 1 人ずつ手入力で転出させるしかないのか。	転出者は、「避難行動要支援者名簿の検索機能」を用いて住民情報に変更があった者として抽出することができますので、対象の者を確認しながら避難行動要支援者名簿から、削除を行うことができます。 クラウド型被災者支援システムにおいては「避難行動要支援者名簿の検索機能」を用いて避難行動要支援者名簿から削除した者を抽出するすることができますので、現在、ご利用中のシステムにおける廃止者リストと同じことを行うことができます。 なお、避難行動要支援者名簿の削除にあたっては、削除理由についてご担当職員が事前に確認するという、より安全な業務手順を想定して開発したため、一括削除は行っておりません。
30	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	避難行動要支援者名簿について、死亡や転出による削除は、1件ずつ対応する必要があるのか。または、住基に連動し、一括削除ができるのか。	死亡や転出は、「避難行動要支援者名簿の検索機能」を用いて住民情報に変更があった者として抽出することができますので、対象の者を確認しながら避難行動要支援者名簿から、削除を行うことができます。 なお、避難行動要支援者名簿の削除にあたっては、削除理由についてご担当職員が事前に確認するという、より安全な業務手順を想定して開発したため、一括削除は行っておりません。

No	分類	クラウド型被災者支援システムおよび今回の説明会に関して、ご意見やご質問がございましたらご記入をお願いします。	ご回答
31	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	現在、当市で使用しているシステムでは、同意者名簿に掲載することに不同意とした人、施設入所の人もそれぞれ不同意の人、施設入所の人としてデータ管理しているが、クラウド型被災者支援システムではあくまで同意の人のデータ管理に限るのか。	本システムは避難行動要支援者名簿や個別避難計画を記録できるシステムとして提供しています。 避難行動要支援者名簿や個別避難計画は、災害対策基本法において、地域防災計画の定めるところより作成するものとされています。地域防災計画は、災害対策基本法において、各市町村で定めるものとされています。これらのようなことから、避難行動要支援者の範囲をどのように考えるかについては、各市町村（団体）において判断いただくこととなり、どの範囲の避難行動要支援者を本システムへ記録するかについても、ご利用頂く各団体のご判断の元でご活用いただくことになります。
32	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	避難行動要支援者名簿のCSV取込で避難行動要支援者（住所又は居所）の位置情報を含めて取込むことができますか。	避難行動要支援者名簿のCSVファイルの事項には、緯度と経度があるため、避難行動要支援者の住所又は居所に相当する位置情報を含めて取込むことができます。
33	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	避難行動要支援者名簿のCSV取込後に全てのレコードに対して入力や設定が必要な場合、その処理を行ったかどうかを判別できる情報はあるのか（CSV取込しただけのステータスが分かるものはあるのか）。	CSV取込をしただけのステータスがわかる事項等は用意していませんが、以下のような方法で該当の情報を抽出することができます。 避難行動要支援者名簿の登録日時や更新日時を用いて検索することができるため、CSV取込を行った日時で検索することで該当の情報を抽出することができます。 または、避難行動要支援者名簿の全事項から任意の事項を指定して検索する「横断検索」機能を用いて、入力や設定が必要な事項（例えば空白の事項）が含まれる者を検索することもできます。
34	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	避難行動要支援者名簿に記録されている情報の提供に用いる一覧の印刷パターンの登録、削除はどのように行うのか。	SE作業となりますので、証明書交付センターに登録、削除、変更をしたい印刷パターンをお申しつけください。なお、印刷パターンの登録、削除、変更等にあって別途費用は必要ありません。
35	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	個別避難計画に記録した情報（の一部）として画像ファイルの情報が添付ファイルとして登録されている場合に、印刷やCSV出力するとその画像ファイルの情報はどのように扱われるのか。ファイル名だけが出る、何も出ない・・・など。	印刷する場合、画像ファイルの内容が印刷されます。CSVファイルにはファイル名、ファイルの内容ともに出力されません。
36	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	現在、当市で使用しているシステムでは行政区（自治会）ごとに避難行動要支援者名簿を呼び出して印刷することができるが、クラウド型被災者支援システムでは町名を1つずつ入力して印刷するしかないのか。	避難行動要支援者名簿の検索機能を用いて「自治会名」で対象者を抽出して、印刷することができます。
37	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	個別避難計画の名簿について、行政区（自治会名）単位で個別避難計画の名簿の一覧は印刷できるのか。	個別避難計画の検索機能を用いて「自治会名」で対象者を抽出することができます。抽出結果を一覧形式で印刷及びCSVファイルへ出力することができます。
38	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	避難行動要支援者名簿の詳細情報について、行政区（自治会）単位で一括印刷できるのか。	避難行動要支援者名簿の検索機能を用いて「自治会名」で対象者を抽出することができます。抽出結果を、最大50件単位で詳細情報（いわゆる個票形式）で印刷及びExcelファイルへ出力することができます。
39	避難行動要支援者名簿 個別避難計画	避難行動要支援関連システム内の地図及びハザード情報は、自治体からの提供が必要となるものなのか。 また、避難行動要支援者の居住地と浸水洪水想定区域とを重ね合わせて抽出等する仕組みについて、洪水浸水想定区域の範囲入力（ハザードマップの読み込み）は市町村が行うのか？また、その作業は一般的な行政職員でもできるレベルの作業なのか？	地図（背景地図）には、国土地理院の淡色地図を予め設定してあります。また、オープンストリートマップに切り替えて表示することもできます。 浸水洪水想定区域等のハザードマップは市町村で作成及び公開されているものをGeoJSON形式ファイル（RFC 7946）としてご用意頂くことで、本システムに読み込むことができます。 GeoJSON形式ファイルは市町村がハザードマップに関する印刷物やホームページ掲載などをGIS事業者等から調達なされた際の納品物として求めることができるものと思料します。 また、ハザードマップは、shape形式ファイルで納品される場合もありますが、比較的容易な方法で、shape形式ファイルをGeoJSON形式ファイルに変換することができます。 本システムへの読み込みは市町村のご担当職員が操作可能な画面を備えています。
40	避難所	避難所入退管理アプリは、各避難所においてスタンドアロン端末にアプリを入れることで使用可能とのことですが、マイナンバーカードを読み込む機械は別途購入等をするしなければならないのか。	マイナンバーカードを使用する場合は、必要となります。

No	分類	クラウド型被災者支援システムおよび今回の説明会に関して、ご意見やご質問がございましたらご記入をお願いします。	ご回答
41	避難所	令和5年度にデジタル庁が実施した「広域災害を対象とした避難者支援業務のデジタル業務改善に関する調査研究」で行われた内容と重複する部分、異なる部分があると思うが、国として、今後の避難所運営（避難者管理）の在り方をどのように考えているのか。関係府省庁が別々の動きをするのではなく、足並みをそろえて方向性を示していただきたい。	クラウド型被災者支援システムは、避難者名簿の作成、罹災証明書の交付、各種支援制度の手続き、被災者台帳の作成・利用など、各種制度に沿って被災者支援を実際に行うためのシステムとして提供をしています。 一方、令和5年度にデジタル庁が実施した「広域災害を対象とした避難者支援業務のデジタル業務改善に関する調査研究」は、避難者支援業務の負担軽減・効率化に関する仮説検証を目的として実施されたもので、成果物のプログラムソースは希望する地方公共団体や民間事業者の皆様に提供されています。 仮説検証で得られた知見を活かせるよう、関係府省庁が連携して被災者支援に関するデジタル化に関する取組を行っているところです。
42	避難所	避難者名簿を作成する際に避難所ではアプリを使用するとのことであったが、アプリから書き出したCSVファイルは本部へどう送ることを想定しているか。また、アプリからシステムにアップロードする機能はないのか。	避難所入退所管理アプリは、避難所にLGWAN接続系のネットワークが敷設されていないことが多いことを考慮して、スタンドアロンのPCで動作するアプリケーションとして提供しています。 このため、避難所入退管理アプリで登録した避難者名簿のCSVファイルをLGWAN接続系にあるクラウド型被災者支援システムに取込むには、セキュリティ機能付きUSBメモリ、ファイル転送ツール、ファイル無害化ツール等の使用等を別途ご検討いただく必要があります。
43	避難所	避難所情報や避難者情報は外部システムと連携は可能か。CSV取込の他に、API連携といった自動連携は可能か。	避難所、避難者名簿のCSV作成、CSV取込ができます。APIによる連動機能は、現在ご用意していません。
44	避難所	避難所入退管理アプリに取込むものとして説明があった避難者候補名簿とは何か。	避難所入退管理アプリで避難者（住民）の検索を行う場合、予め「避難者候補名簿」（CSVファイル）を取り込んで頂くこととなります。 「避難者候補名簿」はクラウド型被災者支援システムから出力することができます。
45	避難所	避難所入退管理アプリはクラウド型被災者支援システムとは独立しているのか。CSV連携以外にクラウド型被災者支援システムと自動連携できないのか。	避難所入退所管理アプリは、避難所にLGWAN接続系のネットワークが敷設されていないことが多いことを考慮して、スタンドアロンのPCで動作するアプリケーションとして提供しています。 このため、避難所入退管理アプリで登録した避難者名簿のCSVファイルをLGWAN接続系にあるクラウド型被災者支援システムに取込むには、セキュリティ機能付きUSBメモリ、ファイル転送ツール、ファイル無害化ツール等の使用等を別途ご検討いただく必要があります。
46	避難所	避難所入退管理アプリを用いるにあたって、ネットワーク環境は必要か。	避難所入退所管理アプリは、避難所にLGWAN接続系のネットワークが敷設されていないことが多いことを考慮して、スタンドアロンのアプリケーションとして提供しています。
47	避難所	避難所に通信環境を構築するための財政措置はないか。	発災後にwi-fiのリース等により通信環境を整える場合、避難所の設置、維持及び管理のための費用として、災害救助法による国庫負担の対象となります。 平時における財政措置については、緊急防災・減災事業債の活用等が考えられますが、同事業を所管する総務省等にお尋ねください。
48	避難所	避難所状況については、スタンドアローン型の端末を避難所に持ち込んで入力し、出力したCSVファイルを本システムに取り込むとのことだが、LGWAN接続可能なPCを避難所に持ち込めば、各避難所に情報を入力して本部でリアルタイムで確認可能なのか？	LGWAN接続系に接続できる端末であれば、避難所入退所管理アプリではなくクラウド型被災者支援システムを避難所において直接操作することにより本部でリアルタイムな情報照会を行うことができます。 なお、避難所入退所管理アプリは通信によるデータ送受信機能を持たないため、LGWAN接続系に接続できる端末であってもCSVファイルを出力してクラウド型被災者支援システムへ取込みをして頂く必要があります。
49	被災者台帳	被災者台帳の運用のイメージがつかめないため、実例を交えながら詳細に説明してほしい。	詳細な内容については被災者台帳の運用を含め、個別に説明会を実施することもできます。お気軽にご連絡ください。
50	被災者台帳	避難者情報から被災者台帳が作られるというような説明であったが、その認識で合っているか。また、避難所にいない被災者の情報は、画面から登録、CSV取込で登録できるのか。	避難者名簿の作成時及び罹災証明書の申請受付時（被災住家等台帳の作成時）に、自動的に対象者の被災者台帳が作成されます。また、「被災者台帳登録」画面やCSV取込によって作成することもできます。

No	分類	クラウド型被災者支援システムおよび今回の説明会に関して、ご意見やご質問がございましたらご記入をお願いします。	ご回答
51	罹災証明 被害調査 コンビニ交付	システム導入を検討中だが、被災調査に対応する予定はないのか。	住家被害認定調査を支援する機能は、申請情報に基づき調査票を出力する機能、マイナポータルからの申請情報の取り込み、水害で一律の被害が出ている地域を一括で判定する機能はございます。 それ以上の機能は、他のシステムを利用いただきその調査結果をCSVで取り込む等で対応をお願いします。
52	罹災証明 被害調査 コンビニ交付	住家被害認定調査結果は、判定区分のみ登録可能なのか。調査結果（調査票の内容）や写真の登録はできるのか。	クラウド型被災者支援システム（被災住家等台帳機能）で登録・管理できる被害認定調査結果の情報は、「調査日、担当者、調査方法、判定結果（全壊～一部損壊）、損害割合（%）、損壊割合（%）」となります。 また、調査票の内容を登録する機能はありませんが、写真等の電子ファイルをアップロードして資料保存する機能を有しており、保存可能なファイルの種類はpng, jpg, jpeg, bmp, pdf, xls, xlsx, doc, docx, ppt, pptx, jtd, txt, csv, zipとなります。
53	罹災証明 被害調査 コンビニ交付	クラウド型被災者支援システムに登録できる情報だけで、住家被害認定調査結果を住民に説明するのに耐えうるのか。	クラウド型被災者支援システム（被災住家等台帳機能）で登録・管理できる罹災証明書交付関係の情報は、次の項目となります。 ・罹災証明申請情報：申請者の氏名、住所など ・所有者情報：所有者氏名、住所など ・物件（調査）状況：物件所在地、被害認定調査の判定結果、損害割合など ・罹災証明書申請・交付状況：申請・調査・証明書交付状況の進捗管理 ・資料保存：jpg、pdfファイルなど 調査結果の住民説明の場面において、これら以外の情報が必要となる場合には、調査結果（調査票、損傷状況の分かる写真等）を活用して対応していただく方法が考えられます。
54	罹災証明 被害調査 コンビニ交付	「証明書を遅滞なく交付」となっていると思うが、現状だと家屋調査に時間がかかっている。家屋調査の判定基準を簡易的にするなどの国としての見直しは行わないのか。	水害時の被害認定調査の迅速化に向けた取組として、令和6年5月31日付けで内水氾濫に係る簡易判定基準を策定し、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定を各自治体に通知したところで※1。 また、令和6年能登半島地震における調査の簡素化事例として、ドローン及び360度カメラを用いた遠隔判定や応急危険度判定調査結果の活用事例を「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」に掲載しておりますのでご参照ください※2。 ※1 https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r605shishin_sanko.pdf （P参-25） ※2 https://www.bousai.go.jp/taisaku/pdf/r605saigai_tebiki_4.pdf （P151～152）
55	罹災証明 被害調査 コンビニ交付	罹災調査機能（住家被害認定調査）は手書き・手入力のみか	現状、罹災調査機能は、調査票の出力のみの実装です。 その他の方法として、すでに市場展開されている民製の住家被害調査システムの調査結果を取り込む連携インターフェースをご用意しております。
56	罹災証明 被害調査 コンビニ交付	家屋調査については、能登半島地震においてはタブレットを使用することにより簡略化されていると聞いている。こうした調査によって得られたデータを被災者支援システムへ移行すること等については検討しているのか？	クラウド型被災者支援システム以外の家屋被害調査システム等により調査した結果を、CSVでデータを取り込むインターフェースを備えています。 詳細はBOSに公開しております外部インターフェース仕様書（BOSの「[20-06]【自治体基盤クラウドシステム】04.被災者支援システム」⇒「05.各機能のご利用に向けた連携データの準備」に「01.IF仕様書(EXCEL形式).zip」と「01.IF仕様書(PDF形式).zip」がございました）をご参照のうえ、タブレット等の家屋調査のシステムを提供しているベンダーに対応可否をご相談ください。
57	被災者支援手続	被災者生活再建支援金の受付で入力された被害程度が罹災証明発行メニューで入力されているものと相違ないかのチェック機能はありますか？	自動的なチェックはかかりませんが、罹災証明発行メニューで入力された家屋の被害度は、生活再建支援申請手続きで申請者の基礎情報として容易に目視できるよう画面表示されています。
58	費用負担 地方財政措置	罹災証明書等のコンビニ交付までは利用意向がない場合、安価になるのか。	クラウド型被災者支援システムではコンビニ交付利用の有無のオプションはご利用しておりません。システム利用料は機能の利用有無に関わらず一定となります。
59	費用負担 地方財政措置	初期費用について、「パターンB、住民票の写し等は既存のコンビニ交付を利用する場合」を選択するならどの程度必要となるか。	「パターンB、住民票の写し等は既存のコンビニ交付を利用する場合」の初期費用については既存の住基システムからクラウド型被災者支援システムへ連携可能なデータの出力に要する作業等費用となります。詳細な金額については貴市の住基ベンダーにご相談ください。 なお、ご相談の際は導入時の作業等費用だけでなく、維持管理に係る費用（保守費用の増減有無等）についても併せてご確認ください。
60	費用負担 地方財政措置	り災害証明のコンビニ発行を実現するためには別途負担金を必要とするのか。	既にコンビニ交付で住民票等の発行を実施されている場合は、新たに罹災証明・被災証明のコンビニ交付実施のために追加で負担金をお支払いいただく必要はございません。

No	分類	クラウド型被災者支援システムおよび今回の説明会に関して、ご意見やご質問がございましたらご記入をお願いします。	ご回答
61	費用負担 地方財政措置	県内自治体一括導入を予定している都道府県について、その場合の導入費用、運用費用はどのように分配しているのか。	県内自治体の一括導入におきましては、被災者支援システム利用料の割引措置はご用意しておりますものの、実際のお申し込みやお支払いについては団体毎となります。そのお支払いについて、県内一括導入の場合の割引を適用したご請求をさせていただくものとなります。
62	費用負担 地方財政措置	コンビニ交付運営負担金については、配布資料にある表の金額の費用が毎年発生するという認識で間違いないか。	ご認識のとおりとなります。
63	費用負担 地方財政措置	来年度以降での導入を検討しており、本市ではパターンBでの取扱いとなる見込み。費用が数万～数百万と幅が広いので、詳しく内容を聞きたい。	パターンBの場合、データ連携の開発・構築を住基ベンダーに委託するか、自治体内製で対応されるかで導入時の費用が大きく異なります。 BOSに公開している外部インタフェース仕様書（BOSの「[20-06]【自治体基盤クラウドシステム】04.被災者支援システム」⇒「05.各機能のご利用に向けた連携データの準備」に「01.IF仕様書(EXCEL形式).zip」と「01.IF仕様書(PDF形式).zip」にございます）をご確認のうえ、ご判断いただき、前者の場合は、住基ベンダーに見積もり取得をしてください。後者の場合は情報システム部門と調整をお願いします。 より詳細なご確認が必要な場合は、J-LISまでお問い合わせください。
64	費用負担 地方財政措置	緊急防災・減災事業債の措置期間が令和7年度までとのことだが、今から導入の検討を始めた場合、令和7年度の予算編成に間に合わない可能性が高い。令和8年度以降の措置期間延長の見通しはあるか？	各地方財政措置を所管する総務省・消防庁の判断となりますが、現時点で令和8年度以降の継続・廃止等について決定したものはないと承知しております。
65	費用負担 地方財政措置	運用コストの交付税措置は大変ありがたいと思うが、当該措置は令和6～7年度のみで終了するのか？それとも、システムを導入し続ける限り恒常的に措置されるのか。	現状は時限的措置となります。 令和8年度以降については、所管府省からの公表を以ってご判断いただくこととなります。
66	その他	罹災証明書以外の書類（住民票など）をコンビニ等で交付することは可能か？	住民票や印鑑証明とともに罹災証明をコンビニ等で交付することが可能です。パターンAまたはパターンBなど導入形態などにより対応可能な内容が異なりますので、詳細はJ-LISへお問い合わせください。
67	その他	BOSへの登録については、1自治体1アカウント等制限があるのか。本市は被災者支援に係る業務を複数所属で行うので、システムに関する疑問点等それぞれで入力が可能か。	BOSのアカウント数についての制限は特にございません。各団体のコンビニ交付関連の部署に対してアカウントを1つ払い出した後は各団体様で自由に追加していただくことが可能ですのでご連絡ください。
68	その他	発災した場合のシステム立ち上げからの処理フローがほしい。 機能一覧と機能に対する概要説明書がほしい。	BOSライブラリにある操作マニュアルをお役立てください。多数ありますので、まずは下記資料からご覧いただけますと幸いです。その後、ご興味のある業務のマニュアル等を参照ください。各業務の業務フロー例なども収録しております。 [20-06] 【自治体基盤クラウドシステム】04.被災者支援システム → 09.各種手引書 → 02.操作マニュアル →操作マニュアル活用ガイド.pdf
69	その他	デモの資料をいただきたい。	主要な機能について、代表的な画面と要点を記載した「クラウド型被災者支援システムの利用画面イメージ」をBOSの「[20-06]【自治体基盤クラウドシステム】04.被災者支援システム」⇒「10.その他説明資料」に「クラウド型被災者支援システムの利用画面イメージ.pdf」に公開しておりますので、ご活用ください。
70	その他	デモンストレーションの画面が鮮明でなく文字情報が読み取りづらかった。 解像度を上げた動画はないか。	デモンストレーションの動画は内閣府のホームページに公開されておりますので、下記のURLよりご確認ください。 https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/cloud_shien.html

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R5.7.31）

No	分類	ご質問	回答
1	費用関連	現在、J-LISのシステムを利用して住民票等のコンビニ交付を行っており、コンビニ交付運営負担金（人口3～5万人）は予算化されております。今後、クラウド型被災者支援システムを導入した場合、平常時の運用費用はクラウド型被災者支援システム手数料のみということでしょうか。	説明会資料の「クラウド型被災者支援システム利用料」が運用費用となります。
2	費用関連	導入にあたる費用について教えてください。すでにJ-LISの住民票等をコンビニで発行するシステムを導入済みの場合、クラウド型被災者支援システムを新たに導入する場合にはシステム構築費用として住民情報システムベンダへのシステム改修等が必要とのことですが、この住民情報システムベンダ以外に、J-LISにはどのような導入費用がありますか。	導入費用として当機構にお支払いいただく費用はございません。
3	費用関連	今後、例えば利用する市町村が増えることでスケールメリットがあると思いますが、そういったことでランニングコストが下がる見込みはありますか。	現在都道府県単位での割引措置をご用意しております。詳細につきましては、説明会資料17ページをご覧ください。 スケールメリットによるランニングコストの低減については今後の検討課題とさせていただきます。
4	費用関連	パターンA、Bにかかわらず、既存のコンビニ交付システムを使う場合、罹災証明書、住民票の写し、印鑑証明書等のコンビニ交付委託手数料は1通あたり117円で、パターンAのBCLによる証明書等の交付は1通あたり180円かかるという理解でよかったですでしょうか。	パターンA、Bに関わらず、BCLコンビニ交付のご利用の有無によって料金が変わります。 BCL以外のコンビニ交付の場合、コンビニ事業者への委託料として1通あたり117円をいただいております。 BCLのコンビニ交付の場合、コンビニ事業者への委託料1通あたり117円と併せてBCLの利用料として1通あたり180円をいただいております。（BCLを利用したコンビニ交付の場合、交付可能証明書は住民票・印鑑登録証明書・各種税証明書のみ。）
5	費用関連	システム整備に必要な費用や連携サーバーの構築、既存の住基システムを改修する費用を試算する方法はありますでしょうか。	J-LISがBOSにて公開しているインターフェース仕様書等を基に、住基ベンダ様などにお見積りをご依頼ください。
6	費用関連	令和7年以降もシステム運用保守等の利用料や初期費用は変わらないでしょうか。	クラウド型被災者支援システムの利用料につきまして、今のところ変更の予定はございません。初期費用につきましては、各団体の住基ベンダ様によって異なります。
7	導入関連	第2回説明会の質疑応答集の中で、LGWAN-ASPで簡易なデモ環境を構築する予定とのことでしたが、その後の状況はいかがでしょうか。	現状のデモについてはオンラインによるご説明、もしくは現地にデモ機をお持ちして操作していただくことを想定しております。 各団体様へのアカウントの払い出しについては準備が整い次第別途ご連絡させていただきます。
8	導入関連	災害救助法関連の手続きはどこまで対応が可能でしょうか。	災害救助法関連の手続きにつきましては、被災者台帳において世帯ごとに「その他の支援認定情報」の大項目を設けており、「生活必需品の給付」、「学用品現物支給」、「衣料の給付」、「食料の給付」、「住宅の応急修理」、「公営住宅等入居」のチェックボックスによって支援の有無の管理が可能となっております。 また、その他の項目については、任意の項目の追加ができるユーザー定義台帳上に災害救助法の救助項目を追加いただくことで、管理が可能となっております。
9	導入関連	地方財政措置を令和7年度以降も継続する予定はありますか。	現在、緊急防災・減災事業債、特別交付税措置、普通交付税は令和7年度までの措置期間となっております。継続等の情報について、内閣府に情報が入りましたら、随時お知らせいたします。
10	導入関連	本システムの導入有無により行政サービスのムラが発生しうと考えます。全国の自治体が使えるようになれば利便性が上がると説明されていますが、全国統一のシステムとして、国が一元的に導入をし、各市町村にライセンスを配布することはありますか。	クラウド型被災者支援システムは、市町村の被災者支援業務の効率化を進めるため構築されたものです が、市町村の規模、想定する災害や運用等によって必要となる情報システムが異なることが考えられるため、本システムの導入を義務付ける予定はありません。よって、ライセンスを配布することは現時点では想定しておりません。 また、国としては、本システムがより多くの自治体に普及することが自治体間の応援受援や被災者支援業務の全体的な底上げになると考えており、普及促進するために、地方財政措置をはじめとする財政支援を行っています。
11	導入関連	これまで行われてきた事務に対し、機能が多岐に渡り、オーバースペックで高額なシステムを構築しているように見えますが、いかがでしょうか。	クラウド型被災者支援システムの機能（ソフトウェア）の開発費は内閣府で負担しており、市町村にご負担いただく費用は、クラウド環境や通信環境等の使用料（いわゆるインフラ使用料）となります。 このため、「機能が多岐に渡っているからオーバースペックで高額である」という訳ではなく、「多岐に渡る機能をインフラ使用料のご負担だけで使用できる」ものとしてご理解ください。
12	導入関連	国として、クラウド型被災者支援システムが今後の災害対応事務のスタンダードとなるために、導入を義務付ける、といったような積極的な旗振りをする予定はありますか。	クラウド型被災者支援システムは、市町村の被災者支援業務の効率化を進めるため構築されたものです が、本システムの導入を義務付ける予定はありません。内閣府としては、平時から復旧期に至るまでの各災害フェーズを網羅的にカバーしている本システムの導入を推奨しておりますが、市町村ごとの予算や人手等の状況に合わせて、他のシステムとの連携も含めて、最適なものを選択いただければと考えています。
13	導入関連	被災者支援システムについては、様々なシステムを民間各社が提供しておりますが、内閣府主催ということで、国として標準システムにするという方針になるのでしょうか。特にコンビニ交付による罹災証明書の発行は、J-LISのシステムとの連携がなされないと実現がなされません。コンビニ交付については、民間の事業者の被災者支援システムとの連携は検討されてないのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムは、他のシステムともデータ連携できるようにインターフェースを用意しております。このインターフェースを活用することにより、罹災証明書のコンビニ交付を実現することが可能です。
14	導入関連	今回デモンストレーションでご紹介いただいた内容について財政担当や幹部職員へ適切に説明するためにPDFでの資料があると助かります。資料提供では伝えにくい、実際の画面を見てもらった方が利便性が伝わるという想いでデモを見せていただいたと思いますが、市町村の防災担当が予算要求の際に財政担当へデモンストレーションでプレゼンを行えるわけではありません。提供をご検討いただきたいです。	主要な機能について、代表的な画面と要点を記載した「クラウド型被災者支援システムの利用画面イメージ」をBOS「ライブラリ」に公開しておりますので、ご活用ください。
15	避難行動要支援者名簿関連	システムに登録した個別避難計画を発災現場の消防職員等と共有する場合、救急車両、救助車両等にも専用PCを配置する必要があるでしょうか。	個別避難計画情報の提供は、災害対策基本法上、発災時に初めて提供されるという仕組みではなく、平常時から、消防機関などの避難支援等関係者に対しては、個別避難計画情報を「提供するものとする」ことが災害対策基本法第49条の15第2項に規定されています。 平常時からの提供は、避難行動要支援者本人の同意がある場合又は条例に特別の定めがある場合に提供することとされているため、平常時から個別避難計画情報が消防機関に提供されていない避難行動要支援者に係る個別避難計画情報は、災害時に災害対策基本法第49条の15第3項に基づき初めて消防機関に提供されることとなります。 災害時に現場の消防職員と個別避難計画情報を共有するに際し、平常時から提供されている避難行動要支援者である場合、救急車両や救助車両にLGWAN回線に接続されたPC等を配置することは必須ではないものと考えられます。 本人の同意等がないため、平常時から個別避難計画情報が提供されていない避難行動要支援者に係る個別避難計画情報である場合には、消防本部や消防署など（※など：派出所、出張所、屯所など）にあるLGWAN回線に接続されたPCから紙やフラッシュメモリ等の媒体を経由することにより現場の消防職員に提供することができるものと考えられます。一方、消防本部や消防署などにLGWAN回線に接続されたPCがない等の場合には、紙媒体を用いることや、救急車両や救助車両等にLGWAN回線に接続されたPCを配置することが必要な場合が想定され得ます。

16	避難行動要支援者名簿関連	本市は住民基本台帳システムと障がい者、生活保護システム等はベンダが異なっています。住民基本台帳データをcsv取り込みした後に、別途障がい者等のcsvデータを作成し、上書きして取り込みすることは可能ですか。	氏名や住所などの情報を住基システム等から出力したCSVファイル（※）をクラウド型被災者支援システムに取り込んだ後、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定める防災業務アプリケーションユニット標準仕様にある避難行動要支援者名簿管理のうち、要配慮者障害者福祉情報メッセージと要配慮者介護保険情報メッセージによって定義されている形式でCSVファイルを既設のシステムから出力いただき、クラウド型被災者支援システムに取り込むことで避難行動要支援者名簿の作成や更新を行うことができます。 （※）BOSにて公開されている本システム独自の形式によるもの他、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定める防災業務アプリケーションユニット標準仕様にある被災者台帳管理のうち要配慮者住基情報メッセージ及び要配慮者住登外情報メッセージによって定義されている形式
17	避難行動要支援者名簿関連	各種帳票（登録者一覧表、個別避難計画）の様式はカスタマイズできますか。	帳票のレイアウトについては、一定の制限の下でのカスタマイズに対応しています。 具体的には、汎用項目の表示・非表示を切り替えられます。また、避難行動要支援者お一人おひとりの個票についてはExcel形式で出力することができるため、出力後に、必要に応じてレイアウトなどを変更することができます。 なお、完全にゼロベースでの自由自在なカスタマイズには対応していないこと、念のため、申し添えさせていただきます。
18	避難行動要支援者名簿関連	避難行動要支援者に関する情報を取り込み後、パッチ処理により各種情報（住民基本台帳情報、福祉情報等）の自動更新をかけることは可能ですか。	一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定める防災業務アプリケーションユニット標準仕様にある避難行動要支援者名簿管理のうち、要配慮者障害者福祉情報メッセージと要配慮者介護保険情報メッセージによって定義されている形式でCSVファイルを既設のシステムから出力いただき、クラウド型被災者支援システムに取り込むことで避難行動要支援者名簿の作成や更新を行うことができます。 避難行動要支援者名簿の更新にあたっては、更新内容についてご担当職員が事前に確認いただいた後に更新を実行するという、より安全な業務手順を想定して開発したため、自動更新は行っておりません。 なお、クラウド型被災者支援システムにおいて、住民記録システム等にある住民基本台帳との連携方法は、下記の2パターンとなります。 （パターンA）BCLにある住民基本台帳のバックアップから自動的に取得する （パターンB）住民記録システム等からCSVファイルを取得し、手作業により取込を行う このため、自動連携を必要とされる場合はパターンAによる御導入をご検討ください。
19	避難行動要支援者名簿関連	避難行動要支援者のCSV取り込みが可能とのことですが、この情報は具体的に何になりますでしょうか。住所、氏名、年齢、性別などの基本4情報以外の情報も取り込み可能ですか。本市では、すでに避難行動要支援者システムを導入しており、対象者を管理していますが、そこに登録されている配慮情報や連絡先なども連携可能ですか。また、一度取り込んでしまえば、それ以降は、住基連携や福祉システムとの自動連携は可能ですか。さらに、市内転居などで新たに対象となった人も、自動的に登録されるのでしょうか。	CSVファイルにより避難行動要支援者名簿に取り込むことができる事項の詳細はBOSにある外部インタフェース仕様書の「要支援者名簿データ」をご確認ください。住基4情報をはじめとして、避難支援等を必要とする事由、同居家族、緊急連絡先等の事項を取り込むことができます。 既設システムより当該形式のCSVファイルを出力いただくことで本システムの避難行動要支援者名簿として取り込むことができます。 また、一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）が定める防災業務アプリケーションユニット標準仕様にある避難行動要支援者名簿管理のうち、要配慮者障害者福祉情報メッセージと要配慮者介護保険情報メッセージによって定義されている形式でCSVファイルを既設のシステムから出力いただき、クラウド型被災者支援システムに取り込むことで避難行動要支援者名簿の作成や更新を行うことができます。 住民基本台帳の情報（いわゆる住基4情報）に変更があり、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新の必要がある場合の対応方法は下記の2つとなります。 ①お一人ずつ対応する場合 避難行動要支援者名簿の一覧表示画面や、お一人おひとりの更新画面において氏名・住所・生年月日・性別に相違がある場合には、相違がある旨の表示が行われます。新しい情報を取り込む場合、更新画面に「再取得」ボタンが表示されますので、この「再取得」ボタンを押すと、新しい情報を取り込むことができます。 ②まとめて対応する場合 「避難行動要支援者名簿作成・更新設定」画面において、氏名・住所・生年月日・性別に相違がある避難行動要支援者を確認できるExcelを出力することができます。このExcelで新旧の氏名・住所・生年月日・性別の内容を確認した上で、新しい情報を取り込む必要がある場合には、まとめて更新することができます。 なお、避難行動要支援者名簿の更新にあたっては、更新内容についてご担当職員が事前に確認するという、より安全な業務手順を想定して開発したため、自動更新は行っておりません。
20	避難行動要支援者名簿関連	住民基本台帳データのcsv取り込みについて説明がありましたが、自動連携は可能ですでしょうか。また、転出などで名簿を削除する機能について説明がありましたが、住民基本台帳データの取り込みをし直した場合は、転出者は自動的に削除、転居の場合は住所の変更など、自動的に反映されますでしょうか。加えて、住民基本台帳データの取り込みをし直した場合、既に作成した支援者名簿、個別避難計画がある場合はどうなりますでしょうか。	住民記録システム等にある住民基本台帳との連携方法は、下記の2パターンとなります。 （パターンA）BCLにある住民基本台帳のバックアップから自動的に取得する （パターンB）住民記録システム等からCSVファイルを取得し、手作業により取込を行う このため、自動連携を必要とされる場合はパターンAによる御導入をご検討ください。 クラウド型被災者支援システムの内部に取込を行った住民基本台帳に関する情報が更新され、避難行動要支援者に、転居や転出などの異動があった場合には、次のとおり対応することとなります。 ①お一人ずつ対応する場合 避難行動要支援者名簿の一覧表示画面や、お一人おひとりの更新画面において氏名・住所・生年月日・性別に相違がある場合には、相違がある旨の表示が行われます。新しい情報を取り込む場合、更新画面に「再取得」ボタンが表示されますので、この「再取得」ボタンを押すと、新しい情報を取り込むことができます。 ②まとめて対応する場合 「避難行動要支援者名簿作成・更新設定」画面において、氏名・住所・生年月日・性別に相違がある避難行動要支援者を確認できるExcelを出力することができます。このExcelで新旧の氏名・住所・生年月日・性別の内容を確認した上で、新しい情報を取り込む必要がある場合には、まとめて更新することができます。 なお、避難行動要支援者名簿の更新にあたっては、更新内容についてご担当職員が事前に確認するという、より安全な業務手順を想定して開発したため、自動更新は行っておりません。 また、避難行動要支援者要支援者の情報に異動があり、本システムの上で更新を行った場合、システム内に記録されている避難行動要支援者名簿と個別避難計画のいずれの側から更新を行っても、双方とも更新が行われ、情報の整合性が図られる設計となっていますので御安心ください。
21	避難行動要支援者名簿関連	避難行動要支援者名簿データ（CSV）を取り込む際のヘッダ項目は指定されていますでしょうか。	お見込みの通り、避難行動要支援者名簿データのCSVファイルのヘッダ項目は指定となります。詳細はBOSにある外部インタフェース仕様書の「要支援者名簿データ」をご確認ください。

22	個別避難計画関連	原子力災害に係る個別避難計画を作成する機能はありますか。 また追加はできますか。	災害対策基本法で規定される個別避難計画は、原子力災害特別措置法の規定に基づき読み替えを行うことにより、原子力災害に対しても適用されます。 原子力災害に係る個別避難計画は、内閣府原子力防災担当が担当しています。 原子力災害への対応が必要と考える市町村は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参照するとともに、内閣府原子力防災担当の通知「原子力災害に係る個別避難計画の作成等に当たっての留意点」（令和３年６月25日付け府政原防第636号）に基づき対応することとなります。 この通知では、各市町村においては、原子力災害に係る個別避難計画について地域防災計画等に必要な定めを行い、様式に記載すべき事項等を検討した上で、個別避難計画の作成に取り組むこととされています。 また、原子力災害と原子力災害以外の災害（以下「一般災害」という。）対応に係る個別避難計画は、それぞれの計画の作成が求められていますが、一般災害の特記事項として、原子力災害の留意事項を記載等するなどして共有化することも考えられるとしています。 （参考）特記事項への原子力災害に係る追記事項例 ・避難に当たっての一次集合場所 ・避難先市町村名 など クラウド型被災者支援システムでは、これらの事項について、汎用項目として記載することが可能とされていますので、この意味において原子力災害に係る個別避難計画を作成する機能はあります。
23	個別避難計画関連	優先順位が把握できるとのことですが、ハザード情報はどこから引っ張ってくるのでしょうか。自動連携でしょうか。	水防法第15条第３項の規定に基づき、洪水浸水想定区域を含む市町村は、洪水ハザードマップを作成し、各世帯に提供することとされています。土砂災害など他の種類の災害についても根拠となる法令は異なりますが、ほぼ同様の仕組みとなっています。このため、今回、御質問をいただいた防災安全課様にハザード情報がない場合、おたずねのハザード情報は、ハザードマップの御担当者様が把握しているものと考えられます。 ハザードマップは市町村で作成及び公開されているものをGeoJSON形式ファイル（RFC 7946）としてご用意頂くことで、本システムに読み込むことができます。 GeoJSON形式ファイルは市町村がハザードマップに関する印刷物やホームページ掲載などをGIS事業者等から調達なされた際の納品物として求めることができるものと思料します。 また、ハザードマップは、shape形式ファイルで納品される場合もありますが、比較的容易な方法で、shape形式ファイルをGeoJSON形式ファイルに変換することができます。 本システムへの読み込みは市町村のご担当職員が操作可能な画面を備えています。
24	個別避難計画関連	部屋の間取り図はデジタル化できないでしょうか。 避難経路も地図上に表示できないのでしょうか。	本システムにおいて、直接、間取り図をデジタル化する機能や、避難経路を地図上に表示する機能は備えていません。 一方、間取り図や避難経路等を個別避難計画の一部とするため、ファイルとして読み込み、記録する機能を備えています。
25	個別避難計画関連	個別避難計画に掲載する地図情報に避難行動要支援者の自宅から避難所までの避難経路を掲載する予定です。ご案内して頂いたシステムの地図情報上に、避難経路を編集することは可能でしょうか。また、印刷した地図情報を掲載した、個別避難計画を配布することは可能でしょうか。	本システムにおいて、直接、避難経路を編集する機能は備えていません。 一方、避難経路等を個別避難計画の一部とするため、ファイルとして読み込み、記録する機能を備えていることから、間取り図や避難計画等を画像ファイルを用いて記録した場合、個別避難計画の個票に印刷することができます。
26	個別避難計画関連	協定締結先やケアマネジャーが計画を更新することは可能でしょうか。 市に紙で計画が提出された場合、市がシステムに入力して更新するのでしょうか。 また、最新の計画をオンライン上で支援者が見ることはできますでしょうか。	協定締結先やケアマネジャーによる個別避難計画の更新や避難支援等関係者への個別避難計画の提供は制度の運用としては可能なものですが、クラウド型被災者支援システムでは下記の点にご留意頂く必要があります。 ①クラウド型被災者支援システムはLGWAN環境で動作しているため、当該環境を協定締結先やケアマネジャーが利用できるような情報セキュリティ上の整理を貴市にて実施いただくことが必要となる場合があります。（情報セキュリティポリシーの見直しや改正が必要となる場合が考えられます。） ②クラウド型被災者支援システムはサブシステム、画面ごとの機能制限を行うことによって、協定締結先やケアマネジャーに払い出すログインIDについて避難行動要支援者関連システム以外のサブシステムを利用できないよう設定することができます。ただし、避難行動要支援者関連システム内の画面では協定締結先やケアマネジャーが担当されている避難行動要支援者以外の情報についても閲覧と編集ができてしまうため、災害対策基本法に基づき提供する名簿情報や個別避難計画情報の範囲、また、業務の範囲などに関して、当該協定の内容の整理が必要となる場合が考えられます。
27	個別避難計画関連	個別避難計画作成後、転入・転出・死亡等があった場合のメンテナンスは、システムでどのように取り扱われているのでしょうか。	避難行動要支援者の転出・死亡等により住民基本台帳にある住民票が消除された場合、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の一覧画面や個票画面において氏名の横に「連携なし」という表示がされます。 「連携なし」と表示された場合、ご担当職員に内容をご確認頂き、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について対応を行っていただくことになります。検索画面において、住民基本台帳にある住民票と差異（転居、性別の変更等）がある者や消除された者を指定して照会することもできます。 なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新にあたっては、更新内容についてご担当職員が事前に確認するという、より安全な業務手順を想定して開発したため、自動更新は行っておりません。
28	避難所関連	内閣府に避難所データベースがあるように思いますが、市町村が個別に再入力する必要がありますでしょうか。	避難所関連システムは、市町村における避難所の指定（災害対策基本法四十九条の七）や避難所における生活環境の整備（災害対策基本法八十六条の六）等に関する事務を効率化するものとなります。避難所に関する情報の入力由市町村にて実施頂くこととなります。
29	避難所関連	各都道府県が防災情報システムを導入していますが、そのシステムとは連携しないのでしょうか。（例えば、災害名、避難者、避難所開設情報などについて。）	避難所関連システムで記録した避難所状況について、都道府県が個別に整備する防災情報システム等に避難所の開設状況や避難者数等の情報を連携するための機能を備えています。ただし、情報の連携を行うには、都道府県側の防災情報システム等による対応が必要となります。
30	避難所関連	避難所でマイナンバーカードがない人の対応として、対象者の検索が可能とのことですが、避難所システムは住基と連携しているということなのでしょうか。それとも、あくまでも最初に入力された避難所情報の変更を行う場合に、避難所リストの中から検索ができるということなのでしょうか。また、入力した情報をCSV出力して本庁に送れるということですが、逆にいうと、CSV出力と本庁でのCSV取り込みをしなければ連携できないということでしょうか。クラウド型ということであれば、リアルタイム連携が可能なのかと思ったのですがいかがでしょうか。	避難所入退管理アプリはLGWANが敷設されていない避難所でもご利用いただけるよう、スタンドアロンで動作するアプリケーションとしてご用意しております。 このため、避難所入退管理アプリにはリアルタイムに住民の情報は取り込まれておりません。避難所入退管理アプリで避難者（住民）の検索を行う場合、予め「避難者候補名簿」（CSVファイル）を取り込んで頂くこととなります。「避難者候補名簿」はクラウド型被災者支援システムから町名、丁目等を指定して出力することができます。

31	避難所関連	当市では、住民情報等を参照できる基幹系、各種業務情報を参照するLGWAN系とで利用できるネットワークを分けており、基幹系とLGWAN系ではそれぞれ利用できるPCを分けています。この場合、クラウド型被災者支援システムを利用するには、専用のPCが基幹系、LGWAN系に追加でもう1つ要する（全て使用する場合、職員は1人で3台のPCを使用）こととなりますでしょうか。 また、この場合、発災時において、職員は避難所に専用PCを持ち込んで開設状況や避難状況を更新すると考えられますが、避難所の数だけPCを準備すること、職員としても発災時に慣れないシステムを扱うことでの混乱が発生しないかが気になるところです。 専用PCが必要か、および上記のような発災時のPC台数や人員への負担を軽減する運用方法があれば、ご教示ください。	新たに端末をご用意いただくず、既存のLGWAN端末をご利用いただく形で問題ございません。但し、本システムをご利用いただく上での推奨スペックを満たす必要はあります。 避難所での業務につきましては、避難所入退管理アプリというソフトウェアをインストールしていただきます。こちらはスタンドアロンで動作いたしますので、LGWAN系である必要はございません。 BOSにて上記の避難所入退管理アプリを含む本システムの操作マニュアルを公開しておりますので、避難所の端末に事前にマニュアルをダウンロードしていただく等の対応が可能です。 合わせて推奨スペックについてご確認ください。 PCの台数を節約する方法として、普段LGWANに接続しているPCを避難所に持ち込み、スタンドアロンで避難所入退管理アプリを使用して避難所名簿を作成した後、帰庁後にLGWANに接続して避難者名簿をクラウド型被災者支援システムに取り込むような使用方法が考えられます。 なお、実際の使用あたっては、貴市の情報セキュリティに関する規則等と整理を行った上でご検討ください。
32	避難所関連	避難所関連のメニューは必ず使用しなければならないものなのでしょうか。既に避難所に関するシステムがある場合の連携はCSVファイルを連携しなければならないのでしょうか。	避難所関連システムに限らず、本システムの機能について必ず使用することを求めているものはございません。市町村の運用の実態に合わせてご利用ください。
33	避難所関連	システムで災害名を入力とのことですが、被災者支援が必要な災害が発生した場合、国の方で災害名を決定したりしないのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムの災害名称は災害別に情報を記録するために便宜上設定するものとなり、制度において厳密に命名を定められているものではありません。 また、災害発生時においては市町村が避難所開設などの対応を最初に行うことになりますが、この段階では国において災害の名称や呼称を定めていない場合が多いものと考えられるため、まずは、市町村で登録いただく、という運用を想定しています。 その後、国が災害の名称や呼称を発表した以降、災害名称を変更することはできます。
34	避難所関連	避難所に入所するのに、なぜパスワードが必要なのでしょうか。 かざすだけで出来ないのでしょうか。	マイナンバーカードの券面事項入力補助APを用いているため、マイナンバーカードそのもののルールにより、パスワードの入力が必須となっております。
35	罹災証明書等の申請/コンビニ交付関連	戸籍の証明書のコンビニ交付を実現する予定はありますでしょうか。	BCLでは現時点で予定はございません。
36	罹災証明書等の申請/コンビニ交付関連	クラウド型被災者支援システムを「パターンB」で導入検討しています。 システムの外部インタフェース仕様書に記載されている「外字」項目にフラグを設定している場合と設定していない場合のシステムの挙動について御教授ください。	クラウド型被災者支援システムでは、外字の場合、外字フラグにチェックが入り、画面上では「★」で表示されますが、罹災証明書などの証明書を窓口から発行しようとしてもPDF出力はできません。また、罹災証明書や被災証明書はコンビニ交付した場合も、同定候補がなく、★を設定した文字が存在する場合、コンビニ交付できません。
37	罹災証明書等の申請/コンビニ交付関連	証明発行サーバを基幹システム提供ベンダに民間委託している場合は、当該ベンダの証明発行サーバを用いた罹災証明書のコンビニ交付ができないという理解でよろしいでしょうか。また、コンビニ交付ができない場合、証明書ごとに別々の証明発行サーバを構築することは自治体側の管理負担がそれぞれ生じることから好ましくないと考えます。そのため、民間委託している証明発行サーバからも罹災証明書のコンビニ交付が可能となるようJ-LIS側のインターフェース等を開放する等をすべきと考えますが、いかがでしょうか。	現在の方針としての運用はご認識のとおり、罹災証明書等のコンビニ交付は既存の証明発行サーバーではなくBCL上の証明発行サーバーを用いることを前提とさせていただいております。 ご要望の件については今後の検討課題として管理させていただきます。
38	罹災証明書等の申請/コンビニ交付関連	電子申請は申請情報優先とする機能があるため、住登外住民だけでなく、転出者に対しても罹災証明書の交付は可能でしょうか。また住民票等のコンビニ交付は転出した場合は交付不可と存じますが、罹災証明も同様の理解でよろしいでしょうか。	お尋ねの「転出者」は、発災当時は当該市町村に居住実態及び住民票があり、その後市町村外に居住を移したという認識でしょうか。この場合であれば、住民基本台帳等を基に作成する被災者台帳は、発災時に時点を固定しますのでコンビニ交付も可能となります。 なお、発災時の住民基本台帳等に住民記録がない方（住登外者）についても、被災者台帳の作成と利用者証明用電子証明書の記録によってコンビニ交付ができることとなっております。
39	罹災証明書等の申請/コンビニ交付関連	罹災証明書等の発行について、デモンストレーションでは、申請を受けてから被害認定後コンビニ交付までの説明でしたが、罹災証明書等の「交付」はコンビニで被災者が受けられるとしても、罹災証明書等発行の「申請」についてはコンビニ等オンラインでなく、紙面等での申請行為が必要となるのでしょうか。	コンビニ交付につきましては、マイナポータルを用いた電子申請により受理した申請も可能となります。 なお、紙による申請の場合は、受理の際にマイナンバーカードを用いて、マイナンバーカードに記録してある「利用者用電子証明書（40桁のシリアルコード）」を登録する必要があります。
40	各種支援制度関連	説明会では触れていませんでしたが、災害救助法に基づく各種支援についても取り込み、入力、進捗管理は可能ということでしょうか。	今回の説明会にてご案内した電子申請機能を含む各種支援制度関連の機能は、被災者生活再建支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を対象としております。 災害救助法関連の手続きにつきましては、被災者台帳において世帯ごとに「その他の支援認定情報」の大項目を設けており、「生活必須品の給付」、「学用品現物支給」、「衣料の給付」、「食料の給付」、「住宅の応急修理」、「公営住宅等入居」のチェックボックスによって支援の有無の管理が可能となっております。 また、その他の項目については、任意の項目の追加ができるユーザー定義台帳上に災害救助法の救助項目を追加いただくことで、管理が可能となっております。
41	被害認定調査関連	被害認定調査の追加機能は予定していないとありましたが、他の被害認定調査システムとの連携など新たな動きはありますか。	現在の仕様において、すでに民間の被害認定調査システムとの連携機能は設けております。 クラウド型被災者支援システム単独での被害認定調査機能などの追加実装は予定しておりません。
42	被害認定調査関連	被災者支援において、罹災証明書の迅速な交付は重要であると考えますが、罹災証明書の発行において、最も時間がかかると想定されるのは、被害認定調査だと認識しております。本システムでは、被害認定調査は手動にて行うこととなりますが、その点はどのようにお考えになられていますでしょうか。本システムに付帯しての調査システムの提供などは考えておりませんでしょうか。	被害認定調査機能については、すでに民間事業者などが提供しているシステムの活用が進んでいることから、クラウド型被災者支援システムでは、それらのシステムとの連携を可能とする仕様としています。
43	被害認定調査関連	クラウドで構築されており、インターネットがあればどこからでもアクセスできることを強調されておりましたが、住家認定調査をタブレット端末等を使って現地で入力できるようにならないのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムはLGWAN-ASPで提供されているためインターネットから直接使用することはできませんが、インターネットを介したクラウド型被災者支援システムの利用方法として、例えば、「自治体テレワークシステム for LGWAN」などを使用することで、任意のタブレットなどで接続するなどの構成が考えられます。 なお、実際の使用あたっては、市町村の情報セキュリティに関する規則等と整理を行った上でご検討ください。
44	被災者台帳関連	復旧期の各種被災者支援手続きにおいて、災害援護資金等の貸付金返還納入状況、交渉状況を入力し管理することは可能でしょうか。	災害援護資金については、ステータスを用いた進捗管理の機能がございます。ステータスには、「手続中」、「貸付承認」、「貸付不承認」、「償還完了」、「一部繰上償還」、「一時償還」、「償還免除承認」、「償還免除不承認」、「償還支払猶予承認」、「違約金支払免除承認」、「違約金支払免除不承認」、「返還手続中」、「返還完了」、「返還不能」、「返還取消手続中」、「返還取消」をご用意しております。 また、災害援護資金特有の貸付情報として、貸付区分（住居の全壊等の要件の該当理由）、貸付額、貸付日の登録が可能です。 一方、ご照会いただきました貸付金返還納入状況（残高管理）や交渉状況の管理等の債権管理機能については、実装がございませんので、本システム外で管理を行っていただくこととなります。
45	その他	住基情報（住民情報）はクラウド型被災者支援システムと自動連携しますか。	契約パターンAの場合、夜間処理にて住基情報は自動で更新されます。 契約パターンBの場合、自動連係機能はございません、団体様で住基情報を基にCSVファイルを作成いただき、システムに手動でアップロードいただくことで更新されます。
46	その他	被災者支援システムへの被災者の登録は、罹災申請（罹災証明書の申請）と避難所への避難者名簿、どちらが先になりますでしょうか。その想定はいかがでしょうか。	罹災申請（罹災証明書の申請）と避難者名簿への記録は、どちらが先でも対応可能です。また、制度としてもどちらが先着すべきという定めはございません。

47	その他	住基台帳と手動連携のパターンで導入した場合、平常時に取り込んだ住基台帳をもとに個別避難計画などを作成しますが、発災時に被災者台帳を作成するため発災時点の住基台帳を取り込んだ場合、平常時の住基台帳（過去のデータ）で作成した個別避難計画などは、発災時の住基情報（現在）にしっかり紐づけされるという理解でよろしいでしょうか。	住民記録システム等からクラウド型被災者支援システムに取り込んだ氏名・住所・生年月日・性別（いわゆる住基4情報）と、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に記録されている氏名・住所・生年月日・性別の間に相違がある避難行動要支援者を「避難行動要支援者名簿 検索」画面から検索することができます。 住基4情報と相違があり、更新の必要がある場合の対応方法は下記の2つとなります。 ①避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の一覧表示画面や、お一人おひとりの更新画面において氏名・住所・生年月日・性別に相違がある旨の表示が行われるとともに、更新画面では「再取得」ボタンが表示されます。「再取得」ボタンを押すと、新しい情報を取り込むことができます。 ②「避難行動要支援者名簿作成・更新設定」画面において、氏名・住所・生年月日・性別に相違がある避難行動要支援者を確認できるExcelを出力することができ、新旧の氏名・住所・生年月日・性別の内容を確認した後、まとめて更新することができます。 なお、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の更新にあたっては、更新内容についてご担当職員の事前のご確認をいただくことを推奨しているため、自動更新は行っておりません。
48	その他	都道府県が市町村の情報、システムにアクセスすることはできますでしょうか。その場合、都道府県も契約が必要でしょうか。また、個人情報の管理について予め措置しておく必要等ございますでしょうか。	都道府県の職員として市町村所状況を把握するための利用は出来ませんが、個人情報の取り扱いの整理を行った上で応援職員として使用いただくことは可能です。
49	その他	すでに自治体から申し込みがあったとのことですが、運用を開始している自治体はありますか。	システムが運用開始可能な状態になっているお客様は現在14団体ございますが、実際に災害時に対する運用については各団体様にお任せしております。
50	その他	東日本大震災の被災地域である本市では、現在「生活再建支援管理システム」というシステムを導入し、運用しております。現在、当該システムでは、災害援護資金の残高管理や入金消込、督促等の債権管情報を一括管理しております。 被災者支援システムには当該システム同様の災害援護資金の債権管理機能は付属されていますでしょうか。 また、債権管理機能がない場合、災害援護資金の債権管理についてはどのような対応方法を考えられておりますでしょうか。	災害援護資金については、被災者生活再建支援金同様、ステータスにて進捗管理を行うことが出来ます。ステータスには、「手続中」、「貸付承認」、「貸付不承認」、「償還完了」、「一部繰上償還」、「一時償還」、「償還免除承認」、「償還免除不承認」、「償還支払猶予承認」、「違約金支払免除承認」、「違約金支払免除不承認」、「返還手続中」、「返還完了」、「返還不能」、「返還取消手続中」、「返還取消」をご用意しております。 災害援護資金特有の貸付情報として、貸付区分（住居の全壊等の要件の該当理由）、貸付額、貸付日の登録が可能です。 一方、残高管理や督促等の債権管理機能については、実装がございませんので、本システム外で管理（現在使用されている生活再建支援管理システムとの併用等）を行っていただくこととなります。
51	その他	令和7年度以降、標準システムとの連携はどのようになる想定でしょうか。現在までに公開されているBCL上の連携APサーバを用いる方法やCSVファイルを用いて住民情報を連携させる方法に変更はないのでしょうか。	本システムと標準化等の対応につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
52	その他	「外字」項目のフラグ設定がなくシステムを運用した場合、「外字」の氏名の利用者が罹災証明書のコンビニ交付サービスを利用した時には発行される罹災証明書の氏名欄に空欄が生じてしまうという認識でよいでしょうか。その場合は、公的書類として不備があると思いますが、いかがでしょうか。	クラウド型被災者支援システムでは、文字フォントはIPAmj明朝になります。 ご利用のフォントがIPAmj明朝ではない場合、IPAmj明朝に対応した同定作業が必要となります。「外字」をかな表記として同システムに取り込むかについては、団体様のご判断にお任せいたします。外字項目の連携等につきましては、今のところ未定です。
53	その他	税や保険料等の減免措置をするために、住家被害認定調査の結果のみを参照し、手続き状況をシステム上のどこかに記録しておくような運用は可能でしょうか。	住家被害の判定結果は、被災者台帳及び被災住家等台帳に項目として用意していますので、それぞれをCSV出力することにより確認が可能となります。 なお、被災者台帳の管理項目には「減免の実施状況」を管理する項目があり、税や保険料等の減免実施の有無をチェックボックスで管理することができることとなります。
54	その他	平時から都道府県下避難所全体の管理、把握を行うことはできますでしょうか。特定の情報の抽出や、登録など、一元的に管理できると理想的です。その場合の契約、費用等についても教えてください。	本システムから各市町村が避難所情報を出力し、都道府県で取りまとめるといった運用は可能ですが、都道府県で導入・契約等の想定はしておりません。
55	その他	避難所の状況など、既に国に報告するために都道府県下でシステム化されているものもある中で、同内容を整合性を保ちながら複数のシステムに記入することは非効率であると考えます。本システムでの入力を以て、都道府県や国への各種報告と兼ねられる仕組みにしたいだけないでしょうか。	避難所関連システムで記録した避難所状況について、都道府県が個別に整備する防災情報システム等に避難所の開設状況や避難者数等の情報を連携するための機能を備えています。ただし、情報の連携を行うには、都道府県側の防災情報システム等による対応が必要となります。
56	その他	クラウドということでデータが安全に保管されるような説明でしたが、具体的にどこのクラウドサービスを使ったシステムなのでしょうか。	ECL及びMicrosoftAzureです。
57	その他	自治体はそれぞれの住基システムベンダーを利用し、それぞれが「外字」を持っていると思いますが、住基データの文字フォントがIPAmJ明朝を使用していない場合やフォントのデザイン差については、自治体ごとにIPAmJ明朝に対応した同定作業を実施する必要がありますでしょうか。加えて、MJ+が導入されるまでの間は「外字」をかな表記として、同システムへ取り込み、「外字」を氏名に含む方へは罹災証明書のコンビニ交付サービスを利用できない旨の周知をする必要がありますでしょうか。また、パターンAで同システムを導入した場合についても、既存住基システムの文字フォントがIPAmJ明朝と異なることがありうるが、「外字」項目について、自治体情報システムの標準化・共通化までは、J-LISが「外字」項目の連携を行う等の措置は行わないのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムでは、文字フォントはIPAmj明朝になります。 ご利用のフォントがIPAmj明朝ではない場合、IPAmj明朝に対応した同定作業が必要となります。「外字」をかな表記として同システムに取り込むかについては、団体様のご判断にお任せいたします。外字項目の連携等につきましては、今のところ未定です。 また、外字を含む方へのコンビニ交付サービスがご利用できない旨の周知も必要です。
58	その他	現在、クラウド版ではないJ-LISの被災者支援システムを運用し、罹災証明書の発行をすることとしていますが、当該システムのサポート（法令改正等に伴う更新など）は今後も継続するのでしょうか。それとも、クラウド版を出したことで、今後、現在使用している被災者支援システムは使用できなくなるのでしょうか。	現在ご利用中の被災者支援システムにつきましても、サポートは当面継続する予定です。
59	その他	物資調達・輸送調整等支援システムとの連携はなされているのでしょうか。発災時、被災者、避難者情報と連動させたプッシュ型の物資配送や、広域避難が発生した場合の物資の振り分けなどが有機的に自動で実施できるとオペレーションが効率化します。	発災時の物資支援をより効率化するため、クラウド型被災者支援システムについて、内閣府が自治体向けに提供する物資調達・輸送調整等支援システムとの連携の検討を進めているところです。
60	その他	本システムの導入にあたって、災害時における自治体の最たる不安は、システムバックアップ体制であると考えます。一部の民間被災者支援システムの提供者では、災害時においてのサポートデスクの現地派遣及び被災者支援業務のバックアップ人員の派遣がされております。サポートデスクの現地派遣を含めた確実なバックアップ体制を本システムの導入にあたって確約できるのでしょうか。	サポートについてはサポートデスクの派遣ではなく、緊急連絡先のアドレスにおけるメールでのやり取り及び、業務運用システム（BOS）にてオンラインでサポートさせていただきます。 また、BOSには各業務に対してどのマニュアルを参照すればよいかのマニュアルガイドも掲載されていますのでご活用ください。

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.7.26）

No	分類	ご質問	回答
1	費用全般	自治体基盤クラウドの導入に関する費用については、クラウド型被災者支援システムの導入費用とは別と考えればよいでしょうか。	自治体基盤クラウド（BCL）を導入してクラウド型被災者支援システムを利用する場合は、パターンAに該当します。その際、自治体基盤クラウドによるコンビニ交付の導入とクラウド型被災者支援システムの導入で、別々に導入費用が掛かることはありません。 住基情報の自動連携環境を構築いただくことで、コンビニ交付（住民票・印鑑証明）とクラウド型被災者支援システムの双方を利用することができます。
2	費用全般	汎用項目について市町村で設定が可能とのご説明がありましたが、費用はかかりますか。	汎用項目の設定を行うことにより、追加の費用負担はございません。
3	費用全般	導入経費やシステム利用料に関して費用対効果を検証できるデータはありますか。	費用対効果を検証できるデータは現時点ではございません。
4	費用全般	ランニングコストを軽減するため、機能を制限して利用することはできますか。	現時点では、一部機能のみ利用する場合の料金設定はしていませんが、今後、いただいたご意見を踏まえて検討してまいります。
5	費用全般	被災者がコンビニで罹災証明書を受け取る場合、被災者に費用負担は生じますか。	コンビニの印刷機能上、最低料金として印刷料金10円を支払っていただく必要はございます。
6	費用全般	システム利用料金について、パターンAとパターンBでは利用料金に違いがありますか。	パターンA、パターンBのどちらを選択した場合でも、クラウド型被災者支援システムの利用料は変わりません。ただし、その他の費用も必要となる場合がございます。例えばコンビニ運営負担金については、BCL導入状況やコンビニ交付導入状況等により異なりますので、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。 また、J-LISからの事務連絡「クラウド型被災者支援システムの利用申込受付開始について（通知）（令和4年6月30日）」のとおり、既にコンビニ交付を実施している場合においてもパターンAが利用可能となるなど利用範囲も広がっておりますので、改めてご確認ください。
7	費用全般	令和5年度以降に導入する場合の地方財政措置について教えてください。	緊急防災・減災事業債は令和7年度までとなります。また、マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、令和5年度以降は未定です。
8	費用全般	コンビニ交付を昨年度導入したばかりですが、特別交付税の上限額は別枠となりますか。	マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税の上限額については、団体当たり毎年度60,000千円です。このため、昨年度コンビニ交付を導入している場合であっても、今年度の上限額も60,000千円となります。
9	費用全般	今年度に導入する場合の緊急防災・減災事業債について確認したい事があるのですが、問合せ先を教えてください。	緊急防災・減災事業債については、各自治体の財政担当課にご相談いただいたうえで、必要に応じて各都道府県の市町村担当課にご相談ください。また、緊急防災・減災事業債の対象範囲の詳細については、①令和4年度地方債についての質疑応答集②地方債同意等基準運用要綱もあわせてご確認ください。
10	費用全般	本システムの運用にあたり入力に必要な人材を配置する必要があると思いますが、運用に係る経費に管理に必要な人件費に関して特別交付税措置の対象となるのでしょうか。	運用に係る経費の管理に必要な人件費等は、マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税の対象としておりません。
11	費用全般	「9月補正であれば令和5年度からの運用開始になる」という説明がありましたが、令和4年度導入分に向けたシステム整備費用について、特別交付税措置は対象となるのでしょうか。	マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税においては、クラウド型被災者支援システムの利用が令和5年度〜であった場合も、令和4年度においてシステム整備に必要な事業を行った場合は、当該費用については対象となります。また、令和4年度にこれらの事業を実施した場合は、最長令和6年度まで特別交付税の対象となります。
12	契約全般	導入を検討するにあたって、基本的には民間のシステムと比較しても最安値であることが前提となると考えていますが、特命随意契約とできる理由等がありますでしょうか。	本システムは、被災者台帳機能をベースとし、更に平時からの個別避難計画の作成や避難所管理機能、そして災害時の罹災証明書のコンビニ交付等、被災者支援業務を網羅的にカバーできます。また、住民情報データをバックアップとして保管するので、大規模災害に備えたBCP対策としても有効です。
13	契約全般	他の市町と連携して住基システム等のシステム運営を行っていますが、住基システムの運営の単位で1システムの導入は可能ですか。	クラウド型被災者支援システムは、自治体（市区町村単位）でご契約いただくことを想定しております。
14	契約全般	既に導入を決めている自治体数を教えてください。	クラウド型被災者支援システムについては、J-LISからの事務連絡「クラウド型被災者支援システムの利用申込受付開始について（通知）（令和4年6月30日）」のとおり、利用申込受付開始のご案内をいたしました。申し込みに伴い、現在、多くの自治体からのお問い合わせを頂いております。
15	導入全般	導入パターンはお示しの2パターンでしょうか。既に住民票等のコンビニ交付に対応しており、被災者支援システムも導入をしています。 現在、既存の被災者支援関連システムの継続かクラウド型被災者支援システムへの乗り換えを考えており、クラウド型被災者支援システムを利用する場合は、既にコンビニ交付に対応しているため、パターンBに該当すると認識しています。その場合、他社の被災者支援関連システムを継続して利用しなければならないのでしょうか。	導入パターンはパターンA又はパターンBの2パターンとなります。パターンA・パターンBいずれの場合も、既存の被災者支援システムとクラウド型被災者支援システムを併用しデータ連携することが可能です。また、既存の被災者支援システムからクラウド型被災者支援システムへ乗り換えていただくことも可能です。既にコンビニ交付を利用されている場合は、これまでパターンBをご案内させていただいておりましたが、J-LISからの事務連絡「クラウド型被災者支援システムの利用申込受付開始について（通知）（令和4年6月30日）」のとおり、この度、パターンAもご利用可能となりました。このため、コンビニ交付を導入済みの自治体もパターンAでの導入も可能です。その場合、住民票等のコンビニ交付は既存のシステムをご利用いただきながら、クラウド型被災者支援システムにおいて、住民台帳のデータのバックアップデータの自動連携機能もご利用可能としております。
16	導入全般	別部署で住民票や印鑑登録証明等をコンビニ交付を導入しているが、本課としての導入パターンはAとBのどちらになるか。	これまで、既にコンビニ交付を利用されている場合は、パターンBをご案内させていただいておりましたが、今般、J-LISからの事務連絡「クラウド型被災者支援システムの利用申込受付開始について（通知）（令和4年6月30日）」のとおり、パターンAもご利用可能となりました。
17	導入全般	パターンBの場合、住基との連携はCSVで行うのみというように見えましたが、連携環境を整えればパターンBでも住基との自動連携は可能でしょうか。	自動連携機能はパターンAのみ利用可能となり、パターンBはCSV連携のみとなります。ただしパターンBのCSV連携においても、RPA等を活用するなど、運用での対応が可能です。自治体側の環境や実現したい運用にも関わるので個別に相談をさせて頂ければと思います。
18	導入全般	昨年12月の説明会の際に、既にコンビニ交付を導入している自治体は、パターンBしかない旨を聞いておりますが、その場合、住基データとの連携は、CSVしか方法がないのでしょうか。自動連携は不可という認識でよいのでしょうか。	自動連携機能はパターンAのみ利用可能となり、パターンBはCSV連携のみとなります。ただし、J-LISからの事務連絡「クラウド型被災者支援システムの利用申込受付開始について（通知）（令和4年6月30日）」のとおりコンビニ交付を導入済みの自治体も、パターンAでの導入が可能となりました。
19	導入全般	パターンBが2つに分かれています。違いを教えてください。コンビニ交付システムを別システムで既に導入済み、被災者支援システムとBCLを導入する場合、もしくは被災者支援システムのみを導入する場合はパターンBのどちらになりますか。	既にコンビニ交付を別システムで対応されている場合は、パターンBが想定されますが、その場合は被災者支援の機能（罹災証明書等のコンビニ交付）に対応しています。パターンBの2つの分類は、既に住民票等のコンビニ交付を導入済みの場合と、コンビニ交付を未導入の場合を別で記載しております。この場合、コンビニ交付サービスの運営負担金について、前者は既に支払い済みのため追加負担なし、後者は新たに支払う必要があるため、費用として追加をしています。 なお、BCLを導入する場合はパターンAとなり、住民票等のコンビニ交付機能に加え、被災者支援の機能（罹災証明書等のコンビニ交付）に対応します。
20	導入全般	クラウド型被災者システムを利用する場合、利用自治体側で何らかの制約やシステム構築の必要性はありますでしょうか。 例）罹災証明のコンビニ交付機能を利用する際は、自治体側で連携システム等を必ず構築する必要性など	パターンAで導入される場合は、住基データのバックアップを自動で連携するため、連携サーバーを構築し、既存の住基システムを改修する必要があります（既にBCLに参加済の自治体を除く）。 パターンBで導入される場合は、連携用住基データをCSVで抽出する機能の構築が必要となります。
21	導入全般	このクラウド型被災者支援システムについてデモを操作することができるサイト等がありますか。	自治体の方にご覧いただくための簡易なデモ環境は、今後LGWAN-ASPにおいて構築する予定です。 当面は、直接お伺いする又はオンラインでの打ち合わせ等を実施するなどにより、内閣府やJ-LISで用意したデモをご覧頂くことで代替とさせて頂く予定です。なお、デモの実施については、できる限り自治体の皆様のご要望に沿った内容をご覧いただけるよう、個別に対応してまいります。
22	導入全般	個別避難計画の作成・更新や避難所情報の登録・更新等は行政での入力を前提とされているように思われますが、行政外部にアカウントを配布することは、システムの仕様上可能でしょうか。	システムの仕様上は可能です。アカウントの運用は各自治体様にて決めていただく想定です。貴団体にて行政外部の方のためのアカウントを払い出し、行政外部の方にアクセスいただくことは可能です。 なお、LGWANの利用環境及び個人情報の取扱いに関し、各市町村のルールとの整合について留意が必要となります。
23	システム全般	コンビニ交付サービスについて今後、税証明などほかの証明書の交付も対応される可能性はありますか。	税証明については、令和4年度中にシステムの対応を行い、令和5年度より利用開始とする予定です。
24	システム全般	GIS関連機能は今後実装予定とのことですが、自治体が作成したGISデータを活用して連携すると考えてよろしいでしょうか。	自治体でご準備いただいたGISデータ（ハザードマップ等）をアップロードし活用できるよう実装する予定です。
25	システム全般	被害認定調査結果の入力はOCRで入力できますか。	入力できません。
26	システム全般	発災時、県内市町村各地の稼働状況を県でタイムリーに確認することが可能でしょうか。	クラウド型被災者支援システムにおいては、市町村から割り振られたアカウントでログインすることにより、被災者支援システムの利用状況を確認することが可能です。

27	システム全般	県内市町村の稼働状況を県でタイムリーに確認することが可能な場合、県としても何らかの契約行為が必要でしょうか。	クラウド型被災者支援システムを導入した自治体からIDや権限等を付与されるにあたって、J-LISとの契約等は不要です。ただし、クラウド型被災者支援システムの利用について、契約を行った市区町村等と、運用の検討が必要です。
28	システム全般	各市町村との連携についてご教示いただきましたが、各都道府県との連携や都道府県の役割はどのようになっているのでしょうか。	他の都道府県や市町村から派遣された応援職員等に本システムのIDや権限を付与することで、状況確認や、代理入力を行うことができます。
29	システム全般	被害認定調査システムは別で用意が必要になりますか。	本システムでは、 ・ G I S を利用した指定領域内の住家の被害の一括登録 ・ 自己判定方式での電子申請受付、コンビニ交付 などの被害認定調査の迅速化に資する機能を有しておりますが、それ以外の被害認定調査に関するシステムについては、別での用意が必要となります。 なお、他のシステムを活用した場合においても、本システムと連携することにより、罹災証明書のコンビニ交付は可能でございます。
30	システム全般	本システムは、基幹系システムの情報と重複する部分が多いと思われますが、将来的には標準化された基幹系システムとの連携は予定されていますか。	現時点では予定しておりませんが、今後クラウド型被災者支援システムが普及し災害対応業務の標準化が推進されることで、将来的に基幹システムとの連携も可能になると想定します。
31	システム全般	災害救助法による救助である仮設住宅や応急修理などについて、クラウド型被災者支援システムの被災者台帳機能と連携はできますか。	応急修理、公営住宅等入居を管理する項目は被災者台帳に設けております。ただし、インターフェースとしては設けていないため、外部システムとの連携に対応しておりません。
32	システム全般	自治体情報システムの標準化対応後は、住民記録システムや障害者福祉システム等との連携機能は実装されますか。	自治体情報システムの標準化後の連携方法は今後の検討となりますが、現在の本システムでも住民基本台帳や障害福祉に関するシステムとの連携は可能です。
33	システム全般	避難所状況の登録内容や避難者登録の状況は、都道府県が独自に構築している災害対策情報システム等と共有することは可能でしょうか。	避難所状況や避難者名簿についてはCSV出力やCSV取込が可能となっておりますので、他のシステムとデータ形式を合わせることで、システム間の情報共有が可能となります。
34	システム全般	避難者の情報は、消防庁の安否情報システムとの共有はできますか。	令和5年度の消防庁における「安否情報収集システム」更改にあわせて連携を検討していく予定です。
35	システム全般	自治体の防災システムとの連携は可能でしょうか。イメージとしては、市システムの操作によりクラウド型システムに更新を行うイメージです。	現時点では、自治体の防災システムとの連携機能は搭載しておりません。今後、いただいたご意見を踏まえて検討してまいります。
36	システム全般	既存の避難行動要支援者システムがあり、当該システムに登録されているデータを活用したいが、クラウド型被災者支援システムに取り込む際に、列の順番などの様式はありますか。	避難行動要支援者名簿については、APPLICの「防災業務アプリケーションユニット」における「避難行動要支援者名簿管理ユニット標準仕様V1.1」に準拠して作成されたCSV形式ファイルを取り込むことができます。 なお、上記標準仕様以外に本システムが固有で用意した情報項目を含むデータ仕様については、準備ができ次第、ご案内いたします。
37	システム全般	クラウドの使用料金についての質問です。令和7年のガバメントクラウド構築以降、B C L はガバメントクラウドに統一されるのでしょうか。将来的な方向性について教えてください。	ガバメントクラウドは現在検討中のため、先行してBCLやクラウド型被災者支援システムに係る取組みを実施しております。今後、デジタル庁やクラウド型被災者支援システムの利用自治体等の声に沿って、対応していく予定です。
38	システム全般	既存住基システムが国のガバメントクラウド、標準仕様への移行等となっていく際に再度連携のための改修が必要となるのでしょうか。	ガバメントクラウドは現在検討中のため、先行してBCLやクラウド型被災者支援システムに係る取組みを実施しております。今後、デジタル庁やクラウド型被災者支援システムの利用自治体等の声に沿って、対応していく予定です。
39	システム全般	非住家に対する対応を教えてください。非住家の場合に法人に対して発行するという対応は可能ですか。	法人について台帳を作成することは可能ですが、びったりサービスからの申請ができないため、コンビニ交付はできません。
40	システム全般	被災者支援システムと連携する申請管理システムは、自治体側で別途構築した申請管理システムへの登録へ代えることは可能でしょうか。それとも必ず搭載されているのでしょうか。申請管理システムを利用しなければ連携はできないのでしょうか。	申請管理システムと被災者支援システムで1つのシステムとなるため、別途構築した申請管理システムに置き換えることはできません。
41	システム全般	被災者支援システムの申請管理システムはマイナポータルの他の申請を管理する申請管理システムと同じですか。それとも、別の管理システムですか。	別の管理システムになります。罹災証明書等をコンビニ交付するなどの被災者支援業務の特性を踏まえ、電子申請からコンビニ交付までの一連の業務を一括して提供しています。
42	システム全般	びったりサービスで申請された罹災証明書の発行の申請データが、申請管理システムにどのように（だれが何をすれば）取り込まれるのでしょうか。職員が何かしらの対応をしなくとも、申請管理システムに取り込まれるのでしょうか。	びったりサービスで申請された情報は、（別途作業を要さず）申請管理システムに自動的に取り込まれます。
43	システム全般	印刷時にPDF出力は可能でしょうか。	PDF出力に対応しております。 被災者支援システムより罹災証明書、被災証明書を出力する際は、PDFファイルを出力します。 また、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の帳票(一覧帳票、個票)はブラウザで表示しますので、ブラウザよりPDFへ出力することが可能です。
44	システム全般	不同意者の名簿を項目選択で出力することなどはできますでしょうか。	避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、デモで示した通り不同意の方を抽出して出力することは可能です。
45	システム全般	罹災証明書及び被災証明書で出力できるデータの一覧等はどこかで確認出来ますか。本市の運用している様式がシステムで出力出来るか確認したく思います。	被災証明書及び罹災証明書の出力サンプル等は、J-LIS運用管理システム（BOS）上に掲載されております。 <BOS格納先> [20-06] 【自治体基盤クラウドシステム】 04.被災者支援システム<01.各種手引書<03.帳票サンプル<02.帳票サンプル（罹災証明書編） <参考> BOSの利用申請は、以下の URL から手続きしてください。 （リンク https://www.j-lis.go.jp/rdd/card/cms_91522020.html ）
46	システム全般	罹災証明は避難所や地域ごとに一斉発行できますか。発行履歴の管理もできますか。	現時点で一斉発行の機能はございません。
47	システム全般	びったりサービスで家族が7人以上いる場合はどのように登録するのでしょうか（登録フォームには6人分のみあるようですが）。	自治体にびったりサービスの画面をメンテナンスいただくことでシステム上登録が可能となっております。詳細はびったりサービスのマニュアルを確認ください。
48	システム全般	LGWANに接続されていない学校の避難所において本システムを使用するためにはリモートアクセス方式しかないのでしょうか。	LGWANが接続されていない避難所については、リモートアクセスの他、インターネットVPNや閉域SIMなどの比較的安価でセキュリティ性の高いネットワークを避難所等に整備し、LGWANに接続する方式をご紹介します。（説明会資料1「クラウド型被災者支援システムについて」P22の方式Ⅲ） また、避難所の「避難所アプリ」は、ネットワークに接続しないスタンドアロンによるご利用も可能です。
49	システム全般	罹災証明書の電子申請で自己判定方式を希望する場合、添付する写真データの容量に制限があるのでしょうか。	データ容量については現時点で未定でございます。
50	システム全般	自己判定方式などの際の写真はクラウド上に保存されるのでしょうか。	その通りです。
51	システム全般	申請の有無について、申請者に対してプッシュ通信機能はありますか。	申請の有無についてプッシュ通信機能はございません。 なお、申請管理システムよる申請を行った際、本人がメールアドレスを登録していれば、被害認定調査が調査完了し、罹災証明の受け取りが可能となった場合や、申請内容に不備があり自治体が申請を却下した場合は、本人にメールで通知されます。
52	システム全般	自己判定方式を選択した場合、写真が正しく添付されていなかったり、添付写真だけでは災害による被害かどうかを判定できない場合は、申請者に通知などがいくのでしょうか。	本システムにそうした通知を行う機能はございません。不備等があった場合には、直接被災者に連絡いただくことになります。
53	システム全般	転出等により、被災時点と申請時点で住民登録の状況が変化している場合が考えられますが、住民登録情報の時点管理はできますか。	被災者台帳は発災時点の災害名称を新規作成した時点で作成されます。これ以降に住民登録の状況が変化した場合、被災者台帳の汎用項目を用いて手入力による時点の変化を登録することができます。 被災市町村の住民(転出者等) に対する援護の漏れを防ぐ観点から、発災時の時点情報を用いて被災者台帳を作成し、運用することを想定しております。
54	システム全般	転出や死亡等があった場合の台帳情報についてはどのようになりますか。毎日C S V ファイルの取込みや情報連携の必要があるのでしょうか。また、情報連携すると自動で削除等されるのでしょうか。	被災者台帳は災害発生時点での情報を管理します。転出、死亡等による削除は画面からの操作により削除することが可能です。

55	システム全般	住基情報の変更があった場合、被災者台帳は自動更新されるのでしょうか。	パターンAでご導入いただいた場合は、災害名称を新規登録した時点の住基情報（厳密にはその日の前夜のバッチ処理で取得した情報）で被災者台帳が作成されます。 パターンBでご導入いただいた場合は、災害名称を新規登録した直前にCSV形式ファイルで取り込んだ住基情報で被災者台帳が作成されます。 どちらの場合も、被災者台帳作成後に住基情報は自動更新はされませんが、手入力での修正は行うことができます。
56	システム全般	介護認定の変更等は住基上の連携により自動で更新されないのでしょうか。	介護認定の変更等は、福祉のシステムとの連携により可能ですが、連携を実行するタイミングについては、使用者側でトリガーを引いていただくことが必要です。
57	システム全般	障がい者システムや介護保険システムとの連携は可能でしょうか。また、住基と連携していれば死亡や転出は自動更新されるのではないのでしょうか。	障がい者システムや介護保険システムとの連携は可能です。 住民基本台帳の情報との連携は可能ですが、連携を実行するタイミングについては、使用者側でトリガーを引いていただくことが必要です。
58	システム全般	入力必須項目の設定等は可能でしょうか。入力されていない場合には保存ができないなどの対応が出来たらと考えております。	入力必須項目は固定となり、設定によるカスタマイズはできません。
59	システム全般	クラウド型被災者支援システムで利用できる文字の範囲（ＪＩＳ水準等）と、住民の氏名等に範囲外の文字が含まれる場合の運用方法を教えてください。また、文字情報基盤への対応状況（予定）についてもあわせて教えてください。	文字コードはUTF-8を使用しております。IPAmj明朝フォントを導入することで、範囲外の文字列を表示できます。
60	システム全般	取り込みデータのCSVの文字コードは指定があるのでしょうか。	取り込みデータの文字コードはUTF-8となります。
61	システム全般	既存の住基システムからデータをＣＳＶで取り込む際の外字の取り扱いについてはどのようなになっているのでしょうか。取込みの前にＣＳＶ上で個別に修正が必要となるのでしょうか。	パターンAの場合、クラウド型被災者支援システムには自治体で採用している文字コードをIPAMJ明朝へ文字コード変換する機能を設けております。 パターンBの場合、文字コード変換機能を設けていないため、自治体様にて取り込み前にCSVを個別に修正(文字コードをUTF-8へ変換など)いただく必要があります。
62	システム全般	入力・変更のログ管理は可能でしょうか。修正箇所の確認・保存後の復旧もできますでしょうか。	現行のシステムでは、ログ管理や修正箇所の復旧等には対応しておりません。
63	システム全般	罹災証明書の発行について、世帯につき1枚の発行という認識でいるが、世帯情報の紐づけはどのようにになりますか。例えば世帯主に発行済みであれば、同一世帯からの申請にメッセージ等がでるのでしょうか。	罹災証明書の発行については、1世帯につき複数枚行っても構わない旨の連絡を、「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和2年3月30日付け事務連絡（内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（事業推進担当）））においてさせていただいております。このため、発行済であってもメッセージは出てまいりませんが、発行履歴は管理しております。
64	システム全般	自治体基盤クラウドシステムを利用してコンビニ交付（住民票、印鑑証明書）を実施予定です。その後被災者支援システムを利用予定ですが、自治体基盤クラウドシステムと被災者支援システムのデータ連携方法について教えてください。	コンビニ交付導入時に構築された自動連携環境により、自治体基盤クラウド上に作成される住基バックアップデータを、クラウド型被災者システムに連携いたします。
65	システム全般	個票を印刷した場合はA4片面の分量でしょうか。	印刷項目を設定いただくことで、A4片面の分量にご調整いただくことができます。なお、印刷用紙のサイズは印刷時のプリンタ設定にて選択することができます。
66	システム全般	個票のプレビューでは行政区の欄がないように見えましたが、行政区別欄も追加することはできますか。	汎用項目を設定する機能を用いて、行政区に関する情報を入力する欄を追加することは可能です。
67	システム全般	「申請管理システム」も「クラウド型被災者支援システム」に含まれているものなのでしょうか。	その通りです。
68	システム全般	ご説明いただいた申請管理システムは、被災者支援システム（クラウド）が提供するシステムという認識でよいでしょうか。	その通りです。
69	システム全般	罹災証明発行で被害状況一括認定をするには事前に住宅情報の入力が必要とご説明がありましたが、現地調査結果をまとめたＣＳＶファイルで取り込むことはできますか。	取り込むことは可能ですが、住家等被災家屋台帳と紐づけるのは手動になります。
70	システム全般	災害弔慰金等の支払いについて、口座情報等は管理できますか。	被災者生活再建支援金を例にデモで示した通り、申請者が災害弔慰金の申請時（びったりサービス）に口座情報を入力していれば、自治体にて承認後、入力された口座に振り込まれる流れとなります。
71	システム全般	各種支援金の振込口座は、マイナポータルで登録されている特定給付口座を指定できるようになりますか。	被災者生活再建支援金については、将来的にマイナポータル等にて登録された公的受取口座を指定できるようになる見込みです。
72	システム全般	避難行動要支援者名簿をクラウドにあげることにするセキュリティの担保についてご教示ください。	本システムはLGWAN-ASP上に構築されたクラウドシステム上にデータが保存されているため、LGWAN-ASPのセキュリティ基本方針に基づいた担保が図られていると言えます。
73	システム全般	本県の場合、大多数の市町村がコンビニ交付導入済みとなっていることから、既存コンビニ交付システムに罹災証明書の項目を追加していただくことはできないのでしょうか。	自治体様にてコンビニ交付のために独自でサーバを構築されている場合は罹災証明書の項目を追加することはできません。 罹災証明書のコンビニ交付については、クラウド型被災者支援システムを利用する必要が有ります。
74	個別避難計画機能	個別避難計画は、自治体とケアマネが協力して作成していくものだと思いますが、平時におけるケアマネの本システム利用は、個人情報保護法に抵触しないのか教えてください。	ケアマネジャーが個別避難計画の作成に協力する場合、市町村からの委託を受けて個別避難計画に関する事務を処理するものと考えられます。 現在、我が国においては、市町村における個人情報保護については、各市町村で制定されている個人情報保護条例の規律に従うこととなっており、それらの条例には、個人情報を取り扱う業務を委託する場合に講ずる措置に関する規定が置かれているため、当該規定に基づき判断するべきものと考えられます。
75	個別避難計画機能	個別避難計画書について、住宅地図と連携する機能はありませんか。	令和4年度、地図に関する機能について追加開発を予定しています。 準備ができ次第、御案内します。
76	個別避難計画機能	個別避難計画に、災害時の行動タイムライン情報を登録することは可能ですか。	汎用項目やユーザ定義台帳の機能を用いることにより、災害時の行動タイムライン情報を入力いただくことは可能です。
77	個別避難計画機能	個別避難計画の調査を実施した手書きの調査票をパンチデータ化して取り込むような取り込み機能は実装されていますか。	個別避難計画の調査を実施した手書きの調査票をパンチデータ化して取り込むような取り込み機能は実装していません。
78	個別避難計画機能	個別避難計画の作成について、説明では、1件ごとの更新でしたが、CSVデータフォーマットに複数人の個別避難計画のデータを集約し、システムに一括して取り込むことによる更新は可能でしょうか。	避難行動要支援者名簿や個別避難計画について、CSVファイルから読み込むことにより更新することは可能であり、この場合、お一人であっても、複数人であっても対応できます。
79	個別避難計画機能	既に作成済みの個別避難計画に記載の避難経路図などは取り込みが可能なのでしょうか。	令和4年度、避難経路図に関する機能について追加予定を検討しています。 準備ができ次第、御案内します。
80	個別避難計画機能	個別避難計画について、避難経路等につき地図を個票内に表示・印刷することはできますか。	避難経路図の取り込みや個票への印刷は、今年度の追加開発を予定しております。準備ができ次第、ご案内いたします。
81	避難所関連機能	避難所で紙ベースで記載いただいた内容をＡＩ－OCR等を活用してシステムに入力は可能ですか。	本システムとしてAI-OCR等に対応はしていませんが、別途ご用意いただいたAI-OCR等から本システム用の避難者CSVファイルを作成し、本システムに取り込んでいただくことはできます。
82	避難所関連機能	平時の避難所施設情報管理、一覧表示や、発災時のタイムリーな入居状況の管理把握は可能ですでしょうか。	避難所施設情報管理や一覧表示は平時からご利用することができます。 発災時の入所状況は、避難所の「避難所アプリ」で入力した入退去情報を、被災者支援システムで取り込みをした時点で管理把握いただくことができます。また、被災者支援システムで直接入退去情報を入力することもできます。
83	避難所関連機能	在宅避難等避難所入居以外の方法での避難者の情報も一元的に管理、把握できますでしょうか。	避難所外避難者の情報も入力することができます。食事のみ受給者や、入浴のみ利用者の指定も可能です。入力した情報は、避難者一覧から避難所外避難者を検索し、一覧の照会や人数を把握することができます。
84	避難所アプリ	避難所で避難者を受付する場合、マイナンバーカードを持っていない方向けに白紙の台帳を印刷する機能は設定されていますか。	設定されていません。
85	避難所アプリ	避難所で避難者を受付する場合、1人を受け付けるのに要する時間はどの程度で想定されていますか。	マイナンバーカードを使用する場合はリーダーにタッチした時点で避難者情報を取得できるため、最短数秒で受付できます。マイナンバーカードを利用しない場合でも、名前や生年月日の検索機能を用いて最短数十秒程度で受付できる見込みです。
86	避難所アプリ	避難所で避難者を受付する場合、マイナンバーカードを読み込むリーダーのような機器は必要ですか。	マイナンバーカードを使用する場合は、必要となります。
87	避難所アプリ	マイナンバーカードを利用して避難所受付を行う場合、オフライン（スタンドアロン）でも可能でしょうか。	はい、可能です。避難者候補名簿を避難所の「避難所アプリ」に事前取り込みを頂くことで、マイナンバーカードを用いた入退所登録が可能となります。

88	避難行動要支援者機能	要支援者について、安否確認と避難所の収容状況を一覧で確認することは可能でしょうか。	避難行動要支援者に係る安否確認の状況や避難所への到着の状況が入力されていれば、一覧で確認することが可能です。
89	避難行動要支援者機能	クラウド型被災者支援システムの避難行動要支援者名簿の機能は、住民基本台帳と連携していますか。	避難行動要支援者を住基情報から登録する際には、最新の住基情報をもとに作成することが可能です。
90	避難行動要支援者機能	避難行動要支援者の関連機能で要支援者マップを作成することは可能でしょうか。また費用は追加でかかりますでしょうか。	地図に関する機能は、今年度の追加開発を予定しております。準備ができ次第、ご案内いたします。なお、当該機能のご利用にあたって、追加費用のご負担はありません。
91	避難行動要支援者機能	避難行動要支援者名簿の対象者を抽出する機能はありますか。また、登録対象者の中から不同意者なども選択可能でしょうか。	条件による絞り込みは可能です。 不同意の方を抽出して出力することも可能です。
92	避難行動要支援者機能	避難行動要支援者機能について、福祉等のデータを連携することにより要支援者対象者の抽出やハザードマップを連携し、危険な地域に住んでいる方の抽出はできませんか。	ハザードマップ上で危険な場所にお住まいの方を抽出する機能は、今年度の追加開発を予定しております。準備ができ次第、ご案内いたします。
93	避難行動要支援者機能	避難行動要支援者名簿の一括更新（要介護度が上がった方の一括更新など）は可能ですか。	介護認定の一括変更等は、福祉のシステムとの連携により可能ですが、連携を実行するタイミングについては、使用者側でトリガーを引いていただく必要があります。
94	避難行動要支援者機能	避難行動要支援者名簿を作成するため、対象候補を絞り込み、調査書の作成をするなど、自治体の名簿作成業務を支援する機能はありますか。	条件による絞り込みは可能です。 計画を個票形式で出力することが可能なので、絞り込まれた人の計画に不明の項目はブランクの状態で出力して調査票として利用することは可能です。
95	避難行動要支援者機能	避難行動要支援者名簿を一括で更新する場合は、その度CSVを取り込むようになるのでしょうか。そのような場合は、履歴等は残りますか。	本システムとして履歴は蓄積しておりませんが、更新時にはCSVファイルを出力する運用を想定しているため、CSVファイルを比較することにより、履歴を追跡することは可能です。
96	被害認定調査機能	水浸被害の一括把握をする際のGISデータは各市町村から提供が必要でしょうか。どのように住家を把握されるのでしょうか。	位置情報(緯度・経度)を記載した、住家のマスターファイルのご提供が必要になります。該当住家データの位置情報により、住家の位置を把握します
97	被害認定調査機能	水害時のサンプル調査結果の登録についてですが、GISを利用しない形（例えば町名での一括登録等）でも一括登録可能でしょうか。	町名での一括登録も可能でございます。
98	被害認定調査機能	クラウド型被災者支援システム以外の被災者支援関連システムで作成した被害認定調査結果について、CSV形式での取り込みは可能でしょうか。	取り込むことは可能ですが、住家等被災家屋台帳と紐づけるのは手動になります。
99	被害認定調査機能	被害認定調査の調査内容の入力機能や被害状況等の写真を保存する機能は備わっていますでしょうか。	調査結果の入力機能、被害状況等の写真管理機能のいずれも設けております。
100	支援金機能	被災者生活再建支援金については、申請を受けた被災自治体で取りまとめを行い、都道府県センターへ進達を行うことになると思いますが、都道府県センターとのやりとりは、本システムを活用してデータで行うことが可能となるのでしょうか。	本システムの中に都道府県センターは含まれていないため、システムの導入によって自治体と都道府県センター間のやり取りがシステム上にて完結する訳ではありません。一方で、都道府県センターに提出書類をメールにて送付することが出来るよう調整をしています。
101	支援金機能	被災者生活支援金は最終的に（公財）都道府県センターに書類を提出することになりますが、市への届出が済んだ後の流れはどのようになりますか。	本システムの中に都道府県センターは含まれていないため、システムの導入によって自治体と都道府県センター間のやり取りがシステム上にて完結する訳ではありません。一方で、都道府県センターに提出書類をメールにて送付することが出来るよう調整をしています。
102	支援金機能	罹災証明書の発行と被災者支援金の申請内容が同様とのことですので、罹災証明書発行申請時に被災者支援金の申請も兼ねることはできないのでしょうか。	罹災証明書において住宅の被害の程度を証した後、それを根拠として各種支援制度に申請いただく形となるため、申請は別々に行っていただく必要がございます。
103	その他	平常時、災害時における個人情報の取り扱い（特に、地域住民による個人情報の取り扱い）について詳しく教えて欲しいです。文章だけでなく、図解等も使って分かりやすく整理してほしいです。	貴市が主催する担当者会議、説明会、講演会等において、内閣府職員から避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る個人情報の取扱いに関する考え方などについて御説明することが可能なので、以下の担当まで御相談ください。 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付 藤田、塚原、草間、石塚 なお、内閣府防災では、災害時における個人情報の取り扱いについて、今年度、自治体向けに指針を作成する予定です。
104	その他	ISUTに関する資料も提供をお願いします。	説明会で資料したISUTの資料については、後日説明会へ参加いただいた自治体の皆様へ送付させていただきます。 また、ISUTについては、内閣府HPに、特集ページを用意しておりますので、こちらをご覧ください。 https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/isut/gaiyo.html

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.3.18）

項番	分類	ご質問	回答
1	政策上の位置付け	本システムの政策上の位置付けについて教えてください。	本システムは、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等に位置付けられており、「自治体の行政手続のオンライン化係る手順書」でマイナンバーカードを活用してオンライン化すべき手続きとして、令和4年度中に市町村が取り組むこととされている「罹災証明書の電子申請」についても対応したシステムとなっています。
2	政策的位置付け	被災者支援、福祉防災は自治体ごと対応のムラを出さないことが重要と考えますが、導入の有無による対応格差が生じる想定はされているのでしょうか。	被災者支援関連システムの導入の有無による自治体の災害対応に格差が生じることを防ぐため、クラウド型被災者支援システムについては、被災者支援関連システムを未導入の自治体に導入を進めていただくよう、内閣府において開発を進めてきたところです。
3	システム導入による効果	本システムの導入効果について教えてください。	本システムの導入効果は、 ・避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成に当たって、住民基本台帳や福祉システムの情報の利用による更新業務の正確性の確保や自治体職員の省力化が可能となること ・住民基本台帳のバックアップデータから基本4情報（氏名、性別、住所、生年月日）を、自治体の福祉システムから要介護度等の情報を被災者台帳のシステムに簡易に取り込むことができ、被災者台帳のベースを迅速に作成できること ・避難所では、マイナンバーカードを活用した入退所管理による受付業務の簡略化や、受付時の密の回避、避難行動要支援者の避難状況を容易に自治体職員が把握可能となること ・罹災証明書、被災証明書について、被災者がマイナンバーカードを活用して自宅や遠隔地からの電子申請やコンビニ交付が可能となること ・マイナンバーカードを活用して、全国のコンビニ等で住民票、印鑑登録証明書を交付を行うことが可能となること 等 自治体職員の被災者支援業務の迅速化・効率化や、被災者に対して、支援漏れがなく利便性の高い行政サービスを提供することが可能となります。
4	システム導入による効果	避難行動要支援者関連機能の「個別避難計画の作成補助」においては、個別避難計画の作成業務の効率化が可能ですか。	自治体の住民基本台帳や福祉情報システム（要介護情報など）等から、必要な情報を個別避難計画のフォーマットに、簡単かつ正確に取り込む機能や、修正箇所を確認できる機能等があり、個別避難計画の作成・更新業務の効率化が可能です。また、ハザードマップ上、危険な場所に住む人を抽出するとともに、地図上に住まいを表示することができる機能を今後開発することとしており、個別避難計画の作成の優先度の高い人の検討を迅速に行うことができます。 この他、 ・避難行動要支援者と個別避難計画の自治体独自項目を簡単に追加できます。 ・個別避難計画について、作成者全員を対象に検索できます。（エクセル等では、一人一人別々に作成していると考えられるため、検索は困難です。） ・避難所関連機能を使用し、避難行動要支援者が避難所の避難者として、あるいは避難所外避難者として安否確認できた場合、避難行動要支援者名簿でも安否を確認できます。
5	システム導入による効果	パターンA・Bの違いは何ですか。	パターンAは住民基本台帳と自動でのデータ連携がされているのに対して、パターンBは利用時に個別に住民基本台帳等データの移し替えの対応が必要となります。なお、罹災証明書のコンビニ交付はパターンA・Bのどちらでも可能ですが、平時から住民票及び印鑑証明書のコンビニ交付を希望される場合は、パターンAのみが対応しております。
6	システム導入による効果	クラウド型被災者支援システムでのコンビニ交付ではどのような証明書が発行できる予定でしょうか。住民票、戸籍謄本、罹災証明、平時でも利用できるのででしょうか。パターンAでコンビニ交付できるのは、住民票と印鑑登録証明書だけでしょうか。（税証明等は対象外でしょうか。）	パターンAの場合は、平時からの住民票、印鑑登録証明書の発行に加え、災害時における罹災証明書、被災証明書の発行が可能です。税証明書等は対象外となります。 パターンBの場合は災害時における罹災証明書、被災証明書の発行が可能となります。
7	システム導入による効果	このシステムの導入には、BCL（自治体基盤クラウドシステム）の加入は必須でしょうか。また、J-LISが無償で配布している被災者支援システム（オンプレ版）と、クラウド環境以外に、市町村のメリットとして、どのようなことがございますでしょうか。	クラウド型被災者支援システムの導入については、説明会の資料2「地方財政措置の概要」のとおり、パターンA・Bの2つがあります。パターンAは、BCLのうち、コンビニ交付の機能（住民票等）とクラウド型被災者支援システムの機能（罹災証明書のコンビニ交付を含む）となります。また、パターンBは、BCLのうち、クラウド型被災者支援システムの機能（罹災証明書のコンビニ交付を含む）です。なお、クラウド型被災者支援システムの市町村のメリットとしては、説明資料1のP6に記載の通り、住基情報の利用等による要支援者名簿・個別避難計画の作成・更新等業務の正確性の確保・省力化等や、マイナンバーカードを活用した罹災証明書等の電子申請・コンビニ交付が可能となることにより、窓口対応業務の負担軽減等があげられます。
8	システム導入による効果	住民票等のコンビニ交付をすでに行っていますが、証明書発行サーバを町で委託している場合はどのような対応が必要でしょうか。	クラウド型被災者支援システムの導入に際して、既存の住民票等のコンビニ交付を継続する場合は、パターンBでの利用方法となります。パターンBの場合、住基システムから住基データをCSVファイルで出力し、クラウド型被災者支援システムに手動で取り込む必要があります。
9	費用負担関係	既にコンビニ交付を行っている場合の導入費用はどの程度となりますか。	既存のコンビニ交付を継続する場合はパターンBでの利用となります。その場合、住基システムからCSVファイルを作成していただくための改修は必要になるものと想定しておりますが、8,000千円ほどの費用は掛からないと考えております。
10	費用負担関係	パターンBの場合、コンビニ交付サービスの運営負担金に対する特別交付税措置は対象外でしょうか。	対象外となります。
11	費用負担関係	利用料について、中間サーバ交付金負担のように、本体基盤の更新時に、新たな負担が発生することはないでしょうか。	将来的な負担増について特に予定はありません。
12	費用負担関係	クラウド型バックアップセンターの利用料について、人口規模での設定となっておりますが、利用申請分に応じた料金設定（従量課金）はできないのでしょうか。	利用料は基礎額と人口比例額の合計により算出することとしております。
13	費用負担関係	説明会の資料2「地方財政措置の概要」の別紙2「クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」の下部に記載のある「・自治体の費用負担の例」の項目について質問です。パターンAの「令和4年度<1+2（1）+2. 2>」ですが、規模の小さい市町村の方が費用負担額が大きいのはないのでしょうか。	導入経費のうち、システム改修費用については、住基システム事業者に見積もりを依頼していただく必要があるため、必ずしも人口に比例しないものと考えております。
14	費用負担関係	法改正で改修が必要になった場合、別途費用が必要になりますか。改修費用を考慮して毎年の利用料が設定されているのでしょうか。	法改正により入力事項が増え、クラウド型被災者支援システムの修正が必要になる場合、国等において対応するため自治体の追加負担は想定していません。
15	費用負担関係	パターンBのように既存の被災者支援システムと連動させる場合、既存システムで改修が発生しないようご配慮いただけるのでしょうか。	既存の被災者支援システムとのデータ連携に当たっては、既存システム側で出力いただくデータの形式等の調整が必要となります。このため、基本的には既存システム側での改修が発生します。ただし、パターンA・Bのいずれについても、オンライン自動連携（SOAP等）など改修費が高額となる連携仕様ではなく、単純なファイル受け渡しの仕様とすることで、改修費が低額となるよう配慮した設計をしております。
16	費用負担関係	コンビニ交付サービス運営負担金について、本市はすでに住民票等のコンビニ交付を実施していますが、これとは別に罹災証明分の負担金が必要ということでしょうか。	運営負担金については、コンビニ交付実施済み団体がクラウド型被災者支援システムの利用を開始するにあたり、二重に負担していただくことはありません。
17	費用負担関係	他社で開発した被災者システムを管内市町村で導入済みです。当該システムを国クラウドと連携させてコンビニ交付機能を追加することを検討しておりますが、発生する費用はコンビニ交付運営負担金以外にはありますか。またクラウドの詳細仕様を実際に提供いただけるのはいつ頃でしょうか。	既存システムとの連携の場合についても、住基データをクラウド型被災者支援システムに取り込む必要があるため、パターンA・Bのいずれかで導入していただくこととなります。その場合の導入費用は、市町村ごとに必要になるものと考えております。また、運用費用として、運営負担金の他、市町村ごとにシステム利用料を負担していただくことになります。 なお、システムの詳細仕様が完成するのは3月中目途になると考えております。
18	費用負担関係	J-LISでは今後、財政的な負担を抑制するため、利用料の見直しを検討するつもりはありますか。	利用料につきましては、利用団体の状況等も勘案して設定していくものと考えております。
19	費用負担関係	ユーザーが増えることによって、ランニングコストが将来的に減額する可能性はありますか。また、導入までの間、もしくは、導入を見送った場合に従来のJ-LISご提供のシステムへのサポートは継続されますか。	将来的な利用料の減額について、可能性はありますが、現時点で決まっていることはありません。 また、既存のJ-LIS提供の被災者支援システム（オンプレ版）は、今後、当面は継続していく予定としています。

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.3.18）

項番	分類	ご質問	回答
20	費用負担関係	導入時期によって費用が変更となる可能性はありますか。また、令和5年度以降に本システムを導入する場合、特別交付税措置（1/2）の対象外ですか。	現時点で、システム導入費用の変更の予定はありません。また、「マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置（1/2）」は現在、令和4年度導入分のみが対象となっています。なお、令和5年度以降導入分に係る措置については現在、未定です。
21	費用負担関係	システム導入費用数百万円は、一市町村一度のみでしょうか。複数部局でシステムを使用することになると思われますが、ランニングコストは各部局のシステムごとに毎年かかることになるのでしょうか。	導入費用については、初年度のみとなります。また、ランニングコストについては、複数又は単一の部局での利用に関わらず、1団体当たりの費用となります。
22	費用負担関係	令和7年度の標準化に伴いシステム改修が必要になるのでしょうか。その際の費用については、交付税措置の対象になるのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムについて、令和7年度の標準化に伴う対応は現時点で予定している事項はありません。状況を勘案し、必要な対応を行っていくものと考えております。
23	費用負担関係	当部局としては避難行動要支援者関連システムしか使用しないのですが、その場合も年間百数十万円程度のランニングコストがかかりますか。	機能に応じた利用料設定は無く、一律の利用料をご負担いただくこととしておりますので、ご了承ください。
24	費用負担関係	現在のコンビニ交付（民間委託）と今回の被災者支援システムでのコンビニ交付との関係性や費用面について考えや資料提供をいただきたい。	クラウド型被災者支援システムでは、罹災証明書と被災証明書のコンビニ交付が可能となります。既存のコンビニ交付（民間委託）では、罹災証明書・被災証明書のコンビニ交付には対応しておりません。
25	費用負担関係	自治体ごとに金額が異なりますが、見積もりはどのように依頼したらいいのでしょうか。	改修のために必要となる仕様等について現在詳細を検討中ですが、その仕様を住基ベンダ等に示して見積もりを依頼することになるものと考えております。
26	費用負担関係	クラウド型被災者支援システムの一部の機能のみを利用することはできますか。できる場合、費用は安くなりますか。	クラウド型被災者支援システムについて、利用したい機能だけを利用いただくことは可能です。例えば、被災者台帳のシステムを既に導入している場合、避難行動要支援者関連機能のみや、罹災証明書のコンビニ交付のみを利用することもできます。ただし、料金は、システム全体を利用するものとして設定しており、その額を支払っていただくこととなりますが、クラウドシステム本体の開発費を国が負担していますので、その分自治体負担は低減されていると言えます。
27	地方財政措置関係	システムの導入・運用に係る費用負担に対し、どのような財政支援がありますか。	システムの導入経費及びコンビニ交付関係の運用経費等について、特別交付税措置（1/2※）があります。特に導入経費（住基データの取り込みのためのサーバーの設置等と一体的に行う場合）については「緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税措置率70%）」が活用できます。 （※）マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)
28	地方財政措置関係	緊防債は、今回のクラウド型システム以外のシステムを導入した場合は適用されるのでしょうか。	緊防債は、本クラウド型被災者支援シスムのみを対象としたものではありませんが、他のシステム整備については、その具体的な内容を踏まえ、適償性の有無をはじめ、地方債同意基準等で確認してください。
29	地方財政措置関係	活用例で説明された内容も整備費の費用の中に含まれるのか。	住民基本台帳からデータをクラウド型被災者支援システムに取り込む場合のサーバーの設置等の費用については、整備費としております（ただし、20日の説明会では金額に関する記載は削除しております）。
30	地方財政措置関係	整備費で計上している費用で、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の策定などのシステムも含まれるのか。	システム利用料には、避難行動要支援者名簿・個別避難計画の策定などのシステムも含まれます。
31	地方財政措置関係	整備後に必要な費用に係る、その他地方財政措置についても検討中ということだが、特別交付税なども検討しているのでしょうか。	現在、総務省と協議中です。
32	地方財政措置関係	パターンBで導入した場合に、既存システムとのデータ連携等で費用が発生することになると思いますが、その費用は緊急防災・減災事業債の対象となるのでしょうか。	データ連携のみではなく住基データの取り込みのためのサーバーの設置等と一体的に行う場合の導入経費は、緊急防災・減災事業債の対象となります。
33	地方財政措置関係	令和4年10月から利用開始した場合の数字が例として示されていますが、緊防債は令和7年度までに導入すれば活用できるという認識でよいでしょうか。	ご認識の通りです。なお、説明会の資料2「地方財政措置の概要」の別紙2「クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」の下部の、令和4年10月から利用開始をした場合の試算については、「マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置（1/2）」によるものとなっておりますので、緊防債を活用される場合は、措置の額が異なりますので、ご注意ください。
34	地方財政措置関係	令和4年度導入分のための特別交付税措置は、令和4年度中の補正でも可能でしょうか。	「マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置（1/2）」については、補正でも活用可能です。
35	地方財政措置関係	緊防債は令和7年度導入まで対象とありましたが、コンビニ交付サービスのうち、マイナンバーカードの多目的利用に係る特別交付税措置は令和4年度導入分のみとありますが、令和5年度以降に追加する場合はその部分は対象とならないということでしょうか。	「マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置（1/2）」は、令和4年度導入分までの措置です。令和4年度導入分については、令和6年度までの3年間の措置となります。
36	地方財政措置関係	導入経費は緊防債、コンビニ交付サービスの運営負担金等のランニングコストはマイナンバーの多目的利用に要する経費に係る特交を活用するような併用は可能なのでしょうか。	可能と考えられますが、それぞれの対象経費を明確に区分していただくようお願いします。
37	スケジュール	運用開始時期はいつですか。	令和4年度から運用を開始する予定です。なお、導入手続きの詳細は別途、ご案内します。
38	スケジュール	令和4年度の補正予算でも対応可能でしょうか。導入までの具体的スケジュールについて教えてください。	令和4年度9月補正の場合、一般的には令和5年度からの導入が想定されます（詳細は内閣府又はJ-LISにご相談ください。）が、現在、「マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置（1/2）」の対象が令和4年度導入分とされていることや、緊急防災減災事業債が令和7年度までとされていることを踏まえ、早期の取り組みをお願いします。
39	スケジュール	令和4年度導入と令和5年度導入とで、メリットとデメリットは発生しますか。	導入費用の面ではあまり差は無いものと考えておりますが、「マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置（1/2）」は令和4年度導入までの場合に対象が限られています(令和5年度は未定)ので、ご注意ください。
40	システム全般	災害時、内閣府からExcelで避難所や罹災証明の進捗状況など、報告を求められますが、このシステムを使用すれば、報告は免除となるのでしょうか。（現状、県が運用するシステムを含め、様々なシステムがあり、市町村の負担を増やしたくないという思いがあります）	クラウド型被災者支援システムについては、導入市区町村単位でのご利用となり、国・都道府県による集計等はできないため、各種被害報告については、現時点では引き続き、ご協力いただければと考えております。本システムへ入力した避難所の開設状況の情報を、内閣府への報告に充てられるように開発することについては、今後の課題と考えています。 なお、本システムでは、被害状況（世帯数・物件数）や罹災証明書の発行状況を集計する機能がありますので、報告に係る作業負担の軽減が期待されます。
41	システム全般	道路や河川等の被害に係る地図や写真などの情報の登録も可能でしょうか。	クラウド型被災者支援システムは、道路や河川等のインフラ被害に関する情報を管理する機能は有していませんが、住家被害等に係る写真等を保存することは可能となっています。
42	システム全般	クラウドの管理は自治体がしなくてもいいという認識で問題ないでしょうか。	クラウド上の機器等の運用管理は、J-LISが行うこととなっており、自治体で行う必要はありません。
43	システム全般	ネットワーク接続要件、およびセキュリティ要件（クライアント端末はマイナンバー系と同じような要件。）の資料は提供していただけるのでしょうか。	現時点では詳細を整理している段階ですので、令和3年度中にはご案内できるように準備していきたいと考えております。
44	システム全般	クラウド型被災者支援システムでのコンビニ交付でどのような証明書が発行できる予定ですか。住民票、戸籍謄本、罹災証明、平時でも利用できるのでしょうか。	パターンAの場合は、平時からの住民票、印鑑登録証明書の発行に加え、災害時における罹災証明書、被災証明書の発行が可能となり、パターンBの場合は、災害時における罹災証明書、被災証明書の発行が可能となります。
45	システム全般	住基上の住所をGISに取り込みハザードマップと重ねて災害危険地区に住んでいる要支援者の個別避難計画の作成支援を行うとのことですが、実際に住んでいる位置と合致しない方はどう処理していくのでしょうか。	災害対策基本法上、避難行動要支援者名簿に記載等するのは、「住所又は居所」とされており、「住基上の住所」ではありません。 このため、実際に住んでいる場所を避難行動要支援者名簿に記載等いただくことが可能であり、このことにより、「実際に住んでいる位置と合致しない」状況は回避されることとなります。
46	システム全般	罹災証明書の迅速な発行が被災者の早期生活再建に欠かせないと思うが、住家被害認定調査システムがこのシステムに入っているのでしょうか。	住家の被害認定調査結果については、被災者支援システムの被災住家等台帳に対象者を検索し、該当する調査回数（第1回調査、第2回調査等）に必要な事項を入力する流れとなります。 ご質問のような機能は有していませんが、全壊等被害の程度が明らかな地域については、GIS機能を活用して、指定領域内の住家の被害を一括で登録することも可能です。
47	システム全般	市町村で既に別システムにてコンビニ交付を行っている場合でも、将来的にこのクラウドシステムへの移行は必須となるものなのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムの利用は、強制的なものではございません。
48	システム全般	訓練機能やデモで利用できる期間(使用期間)を設ける予定はありますか。	今後、デモサイトを実装予定としております。

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.3.18）

項番	分類	ご質問	回答
49	システム全般	被災者支援システムの申請管理システムとびったりサービスの申請管理システムは同一のシステムではないと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 従来のびったりサービスでは、各地方公共団体がLGWAN-ASPサービスを調達して、LGWAN接続端末から申請データをダウンロードしておりました。これを改善するため、内閣府番号制度担当室（現デジタル庁）において、令和3年5月からマイナポータルにLGWANとの接続機能を実装し、全ての地方公共団体がLGWAN-ASPサービスを個別に調達することなく、オンライン申請を受け付けることが可能となりました。 クラウド型被災者支援システムの申請管理機能では、このマイナポータル（びったりサービス）の申請管理システムから申請データをダウンロードし、住民情報等を基に作成された被災者台帳との情報突合や、申請の受理・不受理の振り分け等の処理を行います。
50	システム全般	申請管理機能、または、被災者支援システムから、任意の内容のメールを送信できる機能はありますでしょうか。（申請内容の確認や連絡等が一連のクラウドシステムのみで完結できますでしょうか。）	申請管理機能における申請者へのメール送信については、①申請受理・不受理時、②手続完了・未完時に、定型文にて自動配信する機能を有しております。なお、①不受理時と②未完時については、メール本文に「理由」を掲載する欄があり、各市区町村において定型文の設定が可能です。
51	システム全般	現在、被害認定調査システムは未導入ですが、今後、被害認定調査システムを含めたシステムとなる見込みはありますか。	現時点では被害認定調査の追加機能は予定しておりません。
52	システム全般	内閣府の開発するシステムを用いないとマイナンバーの活用とコンビニ交付ができないのでしょうか。（民間のシステムの場合、対応不可なのでしょうか）	マイナンバーカードを活用した罹災証明書等の電子申請・コンビニ交付が可能な被災者支援関連システムは、現時点ではクラウド型被災者支援システムのみとなっておりますが、他のシステムとクラウド型被災者支援システムとの連携や、他のシステムにおいて必要な改修を行えば対応可能となります。
53	システム全般	コンビニ交付での証明書発行は住民からの申請ありきの仕組みでしょうか。住民がびったりサービスで行う申請を市区町村側で予め入力しておいて、証明書発行ができる段階で住民にお知らせしてコンビニで証明書を取得してもらうようなプッシュ型での使い方はできるのでしょうか。	コンビニ交付については、発行にマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書シリアルを用いており、こちらについては、びったりサービスでの申請時に当該申請者分を取得し、被災者支援システムに取り込んでおります。そのため、コンビニ交付を実施するに当たっては、びったりサービスでの申請が必要となります。 なお、住家の被害認定調査を先行して実施し、被災者支援システムに調査結果等が入力されていれば、窓口にて交付申請があった場合については、被災者支援システムに申請情報を直接入力することで即時交付が可能です。
54	システム全般	LGWAN等の通信回線が被災により使えなくなった場合、本システムは使えなくなるのでしょうか。	LGWAN網内の設備（装置）はいずれも冗長構成となるため故障発生時には1分未満で切替る仕様となっています。 首都直下地震や南海トラフ巨大地震のような大規模な震災が発生した際、仮に東セキュリティGW(ゲートウェイ)の設備があるデータセンターが被災して機能不全となった場合は、西セキュリティGWに切替りますし、逆に西セキュリティGWが被災した場合でも、同様に東セキュリティGWに切替ります。 また、県WAN事業者及び回線提供事業者における回線ケーブル等が被災した（物理的に切断された）場合は、各事業者による復旧対応となるため、復旧までの期間、当該エリアにおいて使用不能となる可能性があります。 なお、LGWAN等の通信回線が使用不能場合は、被災者支援システムをスタンドアロンPCで利用可能とするための検討を行っております。
55	システム全般	大規模な地震または津波等の災害が発生した場合、通信手段の復旧まで時間がかかると考えられますが、オフライン上でもシステムの利用が可能ですでしょうか。また、システムの利用が不可であっても情報の確認・入力は可能なのでしょうか。	大規模な災害により通信手段が途絶する可能性に備え、避難者の入退所管理を行うシステムについては端末インストール型の避難所アプリとしております。 よって、一部の制約（事前に避難者候補者名簿がダウンロードされていない場合、マイナンバーカードでの突合が出来ないなど）は発生しますが、 オフライン時でも端末にインストールされた避難所アプリに避難者の情報を入力し端末内に蓄積しオフラン時でもアプリの情報を閲覧することが可能です。 通信復旧後に、避難所アプリから蓄積したデータをクラウド型被災者支援システム側へアップロードをすることは可能となります。 そのほか、罹災証明書の申請・発行などの機能は、現状ではオンライン接続が必要となります。
56	システム全般	本システムの導入に当たり、各自治体で設定・改修が必要になる部分は具体的にどの部分になるのでしょうか。改めて詳しくお聞きしたいです。	改修のために必要となる仕様等については、現在詳細を検討中です。
57	システム全般	災害時の実際のシステム活用において、不具合等が生じた場合はどことがサポートいただけるのでしょうか。複数自治体での同時被災があった場合、十分な対応がいただけるのでしょうか。	サポートについては、体制が決まり次第ご案内いたします。
58	システム全般	システムに入力した内容を複数の職員がダブルチェックする機能や、庁内の決裁でも使用できる機能がありますでしょうか。	罹災証明書等の発行処理については、職員が被害認定調査結果等のデータ入力後、さらに罹災証明書等を発行可能とするフラグにチェックを入れることで、住民は罹災証明書等をコンビニ発行できる状態となります。 そのため、罹災証明書等を発行可能とするフラグにチェックを入れる前に、職員が画面上で誤入力のチェックをしたり、入力済情報を印刷し、決裁処理に活用する運用が可能となっています。 なお、システムそのものには、複数の職員がチェックしたことを入力する欄はありません。
59	システム全般	既存の被災者支援システムとは、別のシステムという認識でよいでしょうか。	別のシステムとなります。
60	システム全般	LGWAN回線が被災した場合にシステムの利用についてどのような形を想定していますか。	現時点ではシステムを利用するためにはLGWAN回線が必要となります。
61	被災者台帳	被災者台帳作成は、地図上から範囲指定して可能でしょうか。	被災者台帳作成に当たり、住家被害については、GIS機能を活用して指定領域内の被害を一括登録することが可能となっています。
62	被災者台帳	災害対策基本法上、被災者台帳の作成にあたり個人情報を利用することが可能ですが、被災者台帳「災害が発生した場合」に作成するものですが、平時から被災者支援システムへ個人情報を取り込む扱いは法的に問題ないという解釈でよろしいでしょうか。	クラウド型被災者支援システムの平時の利用については、避難行動要支援者名簿、個別避難計画の作成、避難所の登録をするものであり、被災者台帳の作成は行うことができません。 被災者台帳は、災害が発生した場合に被災者台帳に住民情報を取り込むことにより作成するため、法的な問題は無いものと考えています。
63	被災者台帳	被災者台帳作成に当たり、税システムから家屋台帳等の情報をシステムに連携する想定はありますでしょうか。	家屋情報等については、CSVファイルを使用してデータを手動にて一括登録することが可能です。
64	被災者台帳	被災者台帳を作成後に転入転出転居等があった場合、台帳に内容が自動で連携されますでしょうか。それともその都度個別にメンテナンスが必要でしょうか。	発災時に被災者台帳を作成した後の変更については、自動で反映されることはありません。転入・転出・転居等があった場合の変更の方法については現在検討中です。
65	被災者台帳	申請管理システムと被災者台帳の突合はシリアル番号（宛名番号ではなく）で行われるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、申請管理システムと被災者台帳の突合については、利用者証明用電子証明書シリアルで行われます。
66	被災者台帳	パターンBの場合、CSVでデータをアップロードした場合、それまでに入力したデータ（被災者台帳や個別避難計画等）は引き継がれるのでしょうか。	被災者台帳の福祉情報等を更新するためには、CSV形式のデータをアップロードする必要があり、それまでに入力した他のデータは引き継がれることとなります。 個別避難計画の更新にあたりCSV形式のデータをアップロードした場合、変更箇所が分かるように表示され、確認の上、更新を確定できます。確定させない限り、データは、システムの内部に保持され、引き継がれます。なお、確定の操作をしないで勝手に上書きされることはありません。 この機能は令和4年度途中に提供される予定です。機能が提供されるまでの期間は、更新前にバックアップデータを保存していただくことにより、CSVアップロード前のデータを引き継ぐことができます。
67	被災者台帳	被害調査結果の写真等資料は登録できますか。できる場合は容量の制限はあるのでしょうか。	写真等のデータについては、申請者ごとにシステムに保存することができます。容量制限については、検討中です。
68	被災者台帳	災害を切り替えると以前の災害の入力データ（写真・被害程度等）はどのように引き継がれるのでしょうか。	本システムでは、災害ごとに情報を管理していますので、災害間での情報の引継ぎ機能は有しておりません。
69	避難行動要支援者名簿	デモ画面に出ている「避難行動要支援者関連システム」の導入は別なのでしょうか。	お尋ねの「避難行動要支援者関連システム」は、クラウド型被災者支援システムの一部です。 なお、クラウド型被災者支援システムは、令和4年4月に予定されているサービス提供開始以降も順次、機能を追加することとしています。
70	避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者名簿や個別避難計画、被災証明書などは自治体毎に様式が異なると思います。これらについてはどのような対応となるのでしょうか。各自治体で追加費用をもって改修となるのか、毎年の利用料の範囲で対応していただけるのか。本システムで出力される様式があらかじめ指定されるのであれば、各自治体が今まさに様式を検討していることが無駄になりにかねないので、気になっています。	クラウド型被災者支援システムの避難行動要支援者名簿や個別避難計画に関する機能は、記録できる項目を利用者が柔軟に設定できる仕様としています。記録する項目の追加や削除、項目の名称の変更が可能であり、これらの設定に費用は必要なりません。 また、クラウド型被災者支援システムにおける被災証明書の様式については、自治体の意見も伺いながら標準的な項目を作成しており、各項目について、被災証明書への表示・非表示の設定が可能です。
71	避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者名簿をGISデータを活用し、町会エリアや支所エリアごとに編集して出力することは可能なのでしょうか。	「GISデータ」の意図されているところが明らかではありませんが、町会や支所の住所情報で検索することにより、町会や支所ごとに避難行動要支援者を抽出し、出力することは可能です。

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.3.18）

項番	分類	ご質問	回答
72	避難行動要支援者名簿	GIS上に要支援者をプロットできるとありますが、自治会区域や民生委員区域などをシェイプデータで取り込むことは可能でしょうか。また、可能な場合、別途費用が発生するのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムは、「.shp」等のシェープファイルを取り込むことが可能です。別途費用は、発生しません。 「GIS上に要支援者をプロット」については、画面上に地図を表示し、避難行動要支援者名簿の情報に基づき避難行動要支援者の住所又は居所の情報を重ね合わせて表示することは可能です。なお、この機能は、令和4年度中に提供される予定です。 また、「自治会区域や民生委員区域など」と避難行動要支援者名簿の情報に基づく避難行動要支援者の住所又は居所の情報を重ね合わせるにより、「自治会区域や民生委員区域など」ごとに避難行動要支援者を抽出し、出力することは可能です。
73	避難行動要支援者名簿	GISに関する機能についての説明してください。	GISに関連する機能としては、指定領域内の住家の被害（例：全壊）を一括で登録することが可能です。また、令和4年度中に提供される予定の機能として、画面上に地図を表示し、避難行動要支援者名簿の情報に基づき避難行動要支援者の住所又は居所の情報とハザードマップの情報を重ね合わせて表示し、危険な場所に住んでいる避難行動要支援者を抽出することが可能です。
74	個別避難計画	個人情報の管理はどのようになるのでしょうか。クラウド型ということであれば、IDとPWで管理する形となるかと思いますが、職員によって権限設定などが変わるということでしょうか。また、個別避難計画については地域支援者と対象者の情報を共有することも可能なのでしょうか。その場合の個人情報の管理について、平常時、災害時も含めて教えてください。	クラウド型被災者支援システムにおいては、部署や組織単位で権限設定することを想定しております。よって部署や組織ごとに利用可能なサブシステム等の利用など、当該職員の担当範囲に応じて設定することが可能です。また、利用者ごとに利用者IDとパスワードを発行致し管理することが可能となります。 また、個別避難計画については、地域の支援者など個別避難計画に関係する庁外の関係者との情報共有については、下に示す災害対策基本法上の整理に基づき行うこととなります。 平常時においては、本人の同意がある場合には個別避難計画情報を提供するものとされています。ただし、条例に特別の定めがある場合には、同意がなくても提供できるとされています。 一方、防災時においては、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、同意がなくても個別避難計画情報を提供することができるとされています。 いずれの場合においても、避難支援等の実施に必要な限度で提供することとなります。 なお、個別避難計画情報をクラウド型被災者支援システムを通じて、消防や保健所などの庁外の関係者に提供する場合、自治体ごとのセキュリティポリシーに準じることとなります。システム上の制約としては提供する自治体が提供の相手方にIDとパスワードを発行するとともに、相手方にLGWAN等の環境がありVPNソフトのインストールなどの事前準備もが必要となります。詳細については、J-LISまでお問い合わせください。
75	個別避難計画	個別避難計画についてですが、対象者をハザードマップと連動させて優先順位を付けながら管理することができるというお話がありました。この辺りについてもう少し具体的にお話をうかがいたいです。例えば、平常時に、ハザードマップを使ってあらかじめ設定して管理できることはもちろん、災害時にも、現に今災害が起こっている地域を設定し、そこでの地域の避難行動要支援者を抽出できるのかについて聞きたいです。	「避難行動要支援者関連システム」には、今後、令和4年度途中に実装予定の機能として、ハザードマップの情報と避難行動要支援者の住所や居所の情報を重ね合わせるにより、ハザードマップ上危険な区域に住む方を抽出してリストを作成でき、合わせて、住まいの位置を地図上に表示させることができます。 災害時に、災害が起こっている地域の住所で検索することにより、その地域の避難行動要支援者を抽出ことができ、安否確認すべき方のリストなどとして活用いただけるものと考えています。
76	個別避難計画	今回、動画を聞いて説明があった罹災証明書の発行手続きの操作と同様に、平時における避難行動要支援者の個別避難計画の作成について説明会等を開催する予定はありますか。どんな画面でどんな操作が必要なのかを知りたいです。	クラウド型被災者支援システム全体や、個別避難計画など個別の機能についても、都道府県で開催される担当者会議などの場において機会をいただきました場合には、内閣府やJ-LISから可能な限り具体的に御説明させていただきますので、個別に御相談いただければと存じます。 「どんな画面でどんな操作が必要か」については、今後、J-LISにおいて御参考となる資料が作成される予定です。
77	個別避難計画	個別避難計画の中の間取りについては、入力方法と管理はどのように行えるのでしょうか。	災害対策基本法上、「間取り」の情報は、市町村長が必要と認める記載等する事項となります。 このような事項は、基本的には、汎用項目として入力、管理することとなります。 画像として間取りを入力や管理する機能は、令和4年度中に提供される予定であり、現在、機能設計等の準備をしているため、機能の詳細の御案内は後日となります。（後日、改めてお問合せ願います。）
78	個別避難計画	避難行動要支援者の情報および個別避難計画の情報について広域連携（市区町村間の共有）の予定はありますか。その際の必須項目があれば当該システム以外の開発の際も必要な情報となりますのでご教示願います。	ご指摘の避難行動要支援者の情報及び個別避難計画の情報について、市区町村をまたいだ広域避難を自治体において検討する場合は、市区町村間で情報を共有することは想定されます。 その際の必須項目は、国として現時点で想定するものではありませんが、本システムでは、自治体の判断で項目の名称を設定することが可能です。 また、本システム上で情報を他の市町村と共有する場合、名簿情報や個別避難計画情報の提供元となる市町村が提供の相手方にIDとパスワードを発行することとなります。 発行されたIDとパスワードに基づき、利用可能なサブシステムを当該職員の担当範囲に応じて設定することが可能です。 なお、この機能を活用するためには、提供の相手方においてはLGWAN（総合行政ネットワーク）への接続等の環境を準備いただくことが必要となります。詳細については、J-LISまでお問い合わせください。
79	個別避難計画	個別避難計画についてですが、作成は支援者と要支援者とで手書きで作成することになりますが、管理・更新に苦慮することが予想されますが、作成後のシステムへの落とし込みについては、どのような機能が搭載されるの詳細を共有していただけないでしょうか。	災害対策基本法上、個別避難計画には、名簿情報のうち、氏名、生年月日、避難支援等を必要とする事由などを記載等することとされています。これらの情報については、システム内の避難行動要支援者名簿から個別避難計画に取り込むことが可能であり、新たに手書きの情報をシステムに取り込むことは必要とはなりません。 なお、クラウド型被災者支援システムは、令和4年4月に予定されているサービス提供開始以降も順次、機能を追加することとしており、同システムの個別避難計画の機能には、避難経路や自宅の見取り図の管理機能を実装する予定としています。
80	避難所	避難所関連システムで予定しているアプリを使用する端末には制限はあるのでしょうか。（避難所にLGWANが必要でしょうか。）	各避難所で避難所アプリを用いた入退所管理を行うための利用端末は、Window OSの必要があります。庁舎内の被災者支援システムに各避難所の入退所情報等を反映させるに当たり、避難所にLG-WAN回線が無い場合でも対応できる予定ですが、具体的な方法は別途お知らせします。
81	避難所	避難所情報、避難行動要支援者情報等をGIS上に表示できますか。	避難行動要支援者の情報や避難所の位置、開設状況については、GIS上に表示できるよう開発中です。令和4年度途中に運用を開始する予定です。
82	避難所	避難所情報を生活支援に活用するため、避難所アプリの内容、取り込みデータを自治体独自の項目追加等可能ですか。	避難所の情報については、各自治体に必要な項目が異なることが想定されます。そのため、固定された項目のほか、自治体独自で名称を設定できる項目（汎用項目）を用意しており、項目追加は可能です。
83	避難所	避難所での避難者受け入れについて、各避難所施設にマイナンバーカードの取扱いが可能な端末を平時から備え付けるといっていいのでしょうか。	避難所アプリをインストール済みの端末と、マイナンバーカードの読み取り機能を持つリーダライタを、避難所開設時に用意していただく必要があります。 このため、可能であれば平時からのご準備を推奨します。
84	避難所	避難関連システムについて、避難者名簿の氏名検索についてですが、生年月日による避難者の検索は想定していますか。	生年月日で検索可能です。
85	避難所	避難所アプリは、誰がダウンロードする想定ですか。避難所派遣員の個人端末や避難者の個人端末にダウンロードすることは想定していますか。	避難所アプリは、基本的には避難所で利用する端末等に利用市町村がダウンロードすることを想定しています。避難所派遣員や避難者の個人端末へのダウンロードは想定していません。
86	避難所	クラウド型被災者支援システムの中に避難所アプリなどの「避難所関連システム」も含まれているのでしょうか。	ご指摘どおりです。説明会の資料1「クラウド型被災者支援システムについて」のP12をご覧ください。
87	避難所	避難所情報の登録に際し、Lアラート、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」、消防庁の安否確認システムとの連動は可能でしょうか。	Lアラートや「物資調達・輸送調整等支援システム」とのオンライン連携機能は有しておりませんが、消防庁の安否確認システムとはシステムの連携を予定しております。
88	避難所	避難所管理と衛星安否確認サービス（Q-ANPI）との連携は可能でしょうか。	衛星安否確認サービス（Q-ANPI）との連携はできませんが、消防庁の安否情報システムとの連携が可能となっています。
89	避難所	避難所アプリの具体的な仕様はどうなるのでしょうか。また、システムとは別料金になるのでしょうか。	避難所アプリの仕様は決まり次第ご連絡いたしますが、Window OS端末での利用となります。なお、アプリの料金はシステム全体の料金に含まれています。
90	罹災証明書	罹災証明関係では、調査業務が重要となることから、調査業務の機能は充実したものとなるのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムでは、電子申請・申請受付・台帳管理機能のほか、GIS機能を活用した指定領域内の住家の被害（例：全壊）の一括登録や、写真等を活用した自己判定方式（被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」である場合のみ）での申請受付・コンビニ交付が可能となっています。
91	罹災証明書	びったりサービスによるオンライン申請について、ここで想定している申請は、すでに罹災判定が出ている方の証明書発行申請のみでしょうか。被災者からの被災状況写真添付による被害認定調査の申請なども想定されているのでしょうか。	びったりサービスによる罹災証明書の電子申請については、被害認定調査を実施済みの住家のみならず、申請に基づき調査を実施する住家についても、申請受付・コンビニ交付が可能となっています。 また、写真等を活用した自己判定方式（被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」である場合のみ）での申請受付・コンビニ交付も可能となっています。

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.3.18）

項番	分類	ご質問	回答
92	罹災証明書	罹災証明申請について、申請者＝居住者＝固定資産税所有者であれば申請可能だと思うのですが、それ以外の申請は可能ですか。例えば、他市町在住の貸家所有者、不動産登記が死亡者のまま相続人が定まらない場合などは申請可能ですか。	災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書は、住家（現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していること）のために使用している建物）の被害の程度を証明する書面となります。 貸家所有者等の非住家については、必要に応じて、被災証明書として申請受付・交付をすることも可能となっています。
93	罹災証明書	火災の罹災証明もこのシステムの対象になるのでしょうか。また、罹災証明書のコンビニ発行の際には現場確認は必須になるのでしょうか。	火災に起因する罹災証明書の申請受付・コンビニ交付も可能です。 また、住家の被害認定調査については、現地調査が原則となりますが、被害の程度が明らかに「準半壊に至らない（一部損壊）」である場合については、写真等を活用した自己判定方式での申請受付・コンビニ交付も可能となっています。
94	罹災証明書	罹災証明書の申請について、市町村によって申請に必要な項目が異なる場合が考えられますが、市町村ごとに必要項目の編集は可能ですか。また、委任状があれば代理人申請の場合はびったりサービスではなく窓口や郵送による申請を想定しているということでしょうか。	びったりサービスの利用に当たっては、市区町村ごとに紙様式を読み込んで申請様式を作成できますが、罹災証明書の電子申請については、デジタル庁と連携して、標準的な様式をプリセットしていますので、独自に申請様式を作成することなく、電子申請サービスを開始することが可能となっています。 また、代理人申請の場合については、お見込みのとおり窓口や郵送による申請を想定しております。
95	罹災証明書	市原市では罹災証明発行時に家屋データに紐づけておりますが、本システムには固定資産税の家屋データの取り込みは可能なのでしょうか。	家屋情報等については、CSVファイルを使用してデータを手動にて一括登録することが可能です。本システムでも被災住家等のデータを管理する台帳を有しており、罹災証明書のデータとの紐づけが可能です。
96	罹災証明書	マイナポータルの罹災証明申請のところで説明があった一部損壊のみに対しての写真判定はどのような仕様を予定しているのでしょうか。	びったりサービスにおける自己判定方式での罹災証明電子申請については、申請項目に自己判定方式での調査に係る同意欄（①申請に当たり、写真等が必須であること、②写真等による確認をもって現地調査に代えること、③交付できる罹災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない（一部損壊）」に該当する場合のみであること）を追加する想定です。 同意欄にチェックがある申請情報については、被災者支援システムの「自己判定」欄にチェックが付きますので、そちらを目印に判別することができます。なお、申請時に添付された写真については、申請者ごとにシステムに保存されます。
97	罹災証明書	コンビニ等で発行した罹災証明書に不服がある場合、2次調査申請や発行した罹災証明書はどのように扱うのでしょうか。	第2次調査等の再調査依頼については、詳細に内容を確認する必要があるため、対面でのやりとりが主になると想定しています。被災者支援システムでは、再調査に係る受付状況等を管理することが可能です。
98	罹災証明書	このシステムを導入した場合、マイナポータル以外の罹災証明書の申請は可能ですか。	本システムでは、マイナンバーカードを活用することにより、電子申請及びコンビニ交付が可能となっているため、びったりサービスの導入を前提としております。 なお、窓口申請の場合は、被災者支援システムへの直接入力にて登録することが可能です。
99	罹災証明書	罹災証明書の様式については、クラウド型のシステムを導入した自治体はすべて統一された形になるのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムにおける罹災証明書の様式については、内閣府において提示している統一様式（※）を基に作成しています。 ※「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年3月30日付け府政防第737号内閣府政策統括官（防災担当）） 統一様式の追加記載事項欄①～③相当箇所については、自治体の意見も伺いながら標準的な項目を作成しており、各項目について、罹災証明書への表示・非表示の設定が可能です。
100	罹災証明書	被災住家の位置情報は、入力された所在地のみからの把握でしょうか。熊本地震の際、一筆上に複数の家屋があり、被害認定調査や公費解体で家屋の特定に苦労しました。申請時に申請者が被災住家をGIS上にプロットできる機能は可能ですか。	ご質問のような機能は有しておりませんが、GIS機能を活用して、指定領域内の住家の被害（例：全壊）を一括で登録することが可能です。
101	罹災証明書	罹災証明書の受理等は、メールの登録がない場合は、SMSでの配信はあるのでしょうか。	SMS配信機能は有しておりませんので、申請時にメール登録がない場合、必要に応じて電話等にてご連絡いただく運用となります。
102	罹災証明書	被害認定調査の結果がすでにシステムの入力されている場合に、住基ネットとリンクする意味がないと考えますが、マイナンバーカードで本人の確認ができるのに、申請の内容をいちいち職員が確認しなければならないのですか。	罹災証明書は、住家の被害の程度を証明する書面であるため、住登外者（例：1人暮らしの学生等）が発行対象者となることも想定されます。その場合、マイナンバーカードに搭載されている住所情報と実際の住所が異なり、被災者支援システムに保管されている住民情報との突合ができないため、住登外者として申請を受け付けるかについて、ご確認いただく必要があります。
103	罹災証明書	被害認定調査結果の入力は、タブレットなどと連動させ、現地から入力することはできますか。	ご質問の機能は有しておりませんが、GIS機能を活用して、指定領域内の住家の被害（例：全壊）を一括で登録することが可能です。
104	罹災証明書	被災家屋の調査は現地調査が必要だと思いますが、他の自治体からリモート受援とは、具体的にどのような運用をお考えですか。	他自治体からのリモート受援については、例えば、申請管理機能での申請の受理・不受理の判別作業や、住家の被害認定調査結果の入力作業のほか、住家被害に遭った被災者に対する支援の状況把握・確認など、遠隔地でも対応可能な作業を割り振る等の運用が考えられます。
105	被災者支援手続	被災者生活再建支援金について、このシステム導入により直接センターへ被災者が申請できると解釈してよろしいでしょうか。また、被災者が直接都道府県センターへ申請した際に、その支給不支給結果などは、センターがシステムへ反映してくれるのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムについては、導入市区町村単位でのご利用となるため、都道府県センターの操作権限やシステム的な連携機能は有しておりません。 本システムでは、①びったりサービスから受領した被災者生活再建支援金に係る申請情報を受付・管理すること、②市区町村から都道府県センター（又は都道府県）に送付するための申請データ一式（申請書及び添付書類等）をシステムからダウンロードすることが可能となっています。
106	データ連携	現在、被災者台帳作成等について既にシステムを導入している場合は、どうしたらよいですか。	既存の特定事務に関するシステムに加え、本システムを導入した場合、本システムとのデータ連携により、罹災証明書等の電子申請やコンビニ交付が可能となります。また、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成支援機能もありますので、その機能だけ利用することも可能となります。 現在導入されているシステムに、平時の避難行動要支援名簿の作成機能や、災害時の避難者名簿作成機能、これら名簿情報を活用した被災者台帳管理機能、また、マイナポータルでの罹災証明書や被災者生活支援金等の電子申請手続き、罹災証明書等のコンビニ発行等の機能が不足している場合には、ぜひ併用をご検討ください。 なお、一部機能のみを使う場合も、システム全体を利用する場合と料金は同じです。
107	データ連携	既存の被災者支援システムとの連携は可能なのですか。	既存の被災者支援システムの仕様等によりますが、クラウド型被災者支援システムとデータ連携させることが可能です。
108	データ連携	既に他社の被災者支援システムを導入していますが、併用または入れ替え等、どのような運用が望ましいでしょうか。また、連携をする場合はどのようなイメージでしょうか。	現在導入されているシステムに、平時の避難行動要支援名簿の作成機能や、災害時の避難者名簿作成機能、これら名簿情報を活用した被災者台帳管理機能、また、マイナポータルでの罹災証明書等の交付や被災者生活支援金等の電子申請手続き、罹災証明書等のコンビニ発行等の機能が不足している場合には、ぜひ併用をご検討ください。
109	データ連携	例えばびったりサービスからの申請を他社システムの被災者台帳に取り込むことができるかなど、びったりサービスからの申請者情報と他社システムへのデータ連携は可能なのでしょうか。	クラウド型被災者支援システムがびったりサービスから受理した申請情報を、他社システムへ提供できるよう、データ出力機能を有しています。なお、実際にデータを連携するためには、他社システム側で当該出力データを取り込む必要があります。
110	データ連携	住家の被害認定調査結果のデータ取り込みはどのような方法（csv入力or直接入力など）で行うのでしょうか。	住家の被害認定調査結果については、被災者支援システムの被災住家等台帳に対象者を検索し、該当する調査回数の欄（第1回調査、第2回調査等）に必要な事項を入力する流れとなります。 なお、全壊等被害の程度が明確な地域については、GIS機能を活用して、指定領域内の住家の被害を一括で登録することも可能です。
111	データ連携	避難所の管理についてはL-アラートと連動させることは可能なのでしょうか。	Lアラートとの連動はありません。
112	データ連携	既存のJ-LIS製の被災者支援システムを導入済みですが、クラウド型被災者支援システムには無い機能（仮設住宅管理や犠牲者遺族管理、倒壊家屋管理など）があるようにお見受けしましたが、これらの機能は「クラウド型被災者支援システム」で同様の機能はあるのでしょうか。機能を有していない場合、今後これらの機能も搭載する計画はあるのでしょうか。	仮設受託管理、犠牲者遺族管理、倒壊家屋管理などはクラウド型被災者支援システムには装備いたしません。今後の搭載予定についても現時点で決まっていません。
113	データ連携	住登外者の住民情報についてはどのように取り込まれる仕様なのでしょうか。	住登外者については、 ・電子申請の場合は、申請管理機能における台帳情報との突合作業時において、メッセージでお知らせしますので、取り込みの可否を選択いただくこととなります。 ・窓口申請の場合は、被災者支援システムへの直接入力にて登録することが可能です。
114	データ連携	避難所、避難者情報は、市町村等が様々なシステム（物資調達システムや総合防災情報システム（Lアラート）、安否情報システム等）で入力を要しますが、本システムから他システムへ連携させたい場合はCSV出力することとなるのでしょうか。今後、自動連携される見込み等はありませんか。	ご指摘どおり、本システムから他システムへ連携する場合は、CSV出力でのデータのやり取りを想定しています。クラウド型被災者支援システムについては、導入市区町村単位でのご利用となり、国・都道府県による集計等はできないため、各種被害報告については、現時点では引き続き、ご協力いただければと考えております。本システムへ入力した避難所の開設状況の情報を、内閣府への報告に充てられるように開発することについては、今後の課題と考えています。
115	データ連携	避難行動要支援者関連システムについて、ハザードマップ情報取り込みの具体的な手順、データ形式等はどのようにになりますか。	クラウド型被災者支援システムにおいて、ハザードマップ情報を取り込む際には、「.shp」等のシェープファイルを取り込むこととなります。 なお、この機能は、令和4年度中に提供される予定です。現在、機能設計等の準備をしているため、機能の詳細の御案内は後日となります。

クラウド型被災者支援システムに関する主な質問と、内閣府及び地方公共団体情報システム機構（J-LIS）の回答（R4.3.18）

項番	分類	ご質問	回答
116	データ連携	災害時にJアラート、都道府県の災害システム等、同様の内容を入力するもの（避難所情報等）が多いのですが、本システムで入力で完結するような連動はありますでしょうか。実際に災害が発生しても、様々なシステムを活用するのが課題となっており、更にシステムが増えることが不安に感じます。	クラウド型被災者支援システムについては、導入市区町村単位でのご利用となり、国・都道府県による集計等はできないため、各種被害報告については、現時点では引き続き、ご協力いただければと考えております。本システムへ入力した避難所の開設状況の情報を、内閣府への報告に充てられるように開発することについては、今後の課題と考えています。
117	データ連携	避難所の管理システムについて、すでに導入済みの他社の避難所管理システムとの連携にあっては、CSVではなく自動連携は可能でしょうか。	自動連携の実現には、双方のシステムでの自動連携機能の搭載が必要であり、リリース時点では自動連携はできず、CSVでの手動連携となります。
118	データ連携	ぴったりサービスから申請管理機能へのデータ連携は自動という認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。ぴったりサービス及びクラウド型被災者支援システム申請管理機能それぞれにおいて、必要な初期設定（受付対象とする手続の登録等）を行っていただくことにより、利用可能となります。
119	マイナンバー	特定個人情報保護評価(PIA)は、各自治体で実施する必要がありますか。	各自治体において、特定個人情報保護評価(PIA)を実施していただく必要があります。
120	マイナンバー	マイナンバーは必須でしょうか。必須でない場合、制限される機能はあるか。住基情報と課税・福祉のデータ等の紐づけは、どのようになりますか。宛名番号を利用するのでしょうか。	マイナンバーの活用は必ずしも必須ではありませんが、本システムでは、住民基本台帳のバックアップデータ等より、被災者台帳にマイナンバーを取り込むことを想定しています。 被災者台帳は、被災者ごとに個人情報を記載・記録するものであるため、その作成等にマイナンバーを利用すれば、被災者が当該市町村の住民である場合はもちろんのこと、他の市町村の住民である場合でも、その個人情報が同一人の情報であることの確認を容易かつ確実に行うことが出来ます。 具体的には、被災者支援システムの活用にあたり、マイナンバーについては、①マイナンバーカードを活用した入退所管理を行う場合には利用することが必要となり、②被災者支援システムのデータを他のシステムに活用する際には、紐づける際のキー情報として利用できます。 なお、庁内のシステム間連携（住基情報と課税・福祉のデータ等）には、宛名番号を利用する仕様となっております。また、マイナンバーを使わない場合でも他の方法を使うことにより基本的に全ての機能を利用することが出来ます。
121	マイナンバー	被災者台帳業務でマイナンバーを使う場合、法制度や条例の必要性について教えてください。	マイナンバーの利用に関しては、被災者台帳の作成に関する事務に利用することができます。ただし、番号法に記載していない事務等についてマイナンバーを使用する場合には、条例上の定めが必要となります。条例制定が必要な事務や実際に制定する条例の例については、「被災者台帳の作成等に関する実務指針」（平成29年3月 内閣府《防災担当》）（p.19～47）をご参照下さい。
122	マイナンバーカード	避難所の入退所管理にマイナンバーカードを利用する場合の制限事項等について、法制度や条例の対応の必要性について教えてください。	避難所の入退所管理について、マイナンバーカードを使用する場合には、条例上の定めが必要となります。
123	マイナンバーカード	マイナンバーカードの有無で、システムを二重管理することになるのではと懸念していましたが、説明会の資料1「クラウド型被災者支援システムについて」のP20で「カードがなくてもできます」とありましたので、このシステムは、持たない方やマイナンバーの確認ができない方も含め、一元管理できるシステムだとの理解で合ってますでしょうか。	お見込みのとおり、被災者台帳や避難所名簿、避難行動要支援者名簿、個別避難計画など、いずれもマイナンバーカードの有無によらず一元的に登録管理が可能です。ただし、マイナポータル経由での罹災証明書等の申請管理機能や、コンビニでの罹災証明書等の交付機能などは、マイナンバーカード所有者のみが利用可能となります。
124	マイナンバーカード	災害時においてマイナンバーカード取得済者が避難所へ避難した際、マイナンバーカードを持って避難したかどうか調査したことはありますか。	マイナンバーカードを持って避難する場合の事例は承知しておりません。
125	マイナンバーカード	避難所の入退所などの管理をカードリーダーでマイナンバーカードを利用するとありましたが、その対応は自治体職員を想定しているのでしょうか。（少人数の自治体では対応が難しいです。）	他自治体の応援職員や避難所運営の委託業者は、災害対策基本法第67条第2項に規定する市町村長等の指揮の下に行動するものであると考えられますので、避難所の入退所に係る避難所アプリを利用することは可能と考えています。 また、自主防災組織やボランティアについては、市町村が定める避難所運営マニュアルや避難所運営協議会名簿、規約等の中で、避難所運営に関わる者として位置付けるなどして、市町村長指揮の下に行動していただくものと自治体が位置付けていれば、避難所入退所に係る避難所アプリを利用することは可能と考えています。 <参考> 災害対策基本法 第六十七条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。
126	その他	既存の福祉システムとの連携はどうなりますか。	既存の福祉システムとクラウド型被災者支援システムとの連携については、データをCSV形式にすることにより連携することができます。 クラウド型被災者支援システムはAPPLIC（一般財団法人 全国地域情報化推進協会）の標準仕様に準拠しているため、自治体が使用している福祉システムが、APPLICの標準仕様に準拠しているのであれば、CSV形式のデータの作成にあたり特段の対応は不要です。APPLICの標準仕様に準拠していないシステムを使用している場合は、クラウド型被災者支援システムに取り込む際に、CSV形式のデータの作成にあたり、データの並び順等をクラウド型被災者支援システムの仕様に合わせていただく必要があります。
127	その他	当システムと物資調達・輸送調整等支援システムや消防庁管轄の安否情報システム、県が運用している被害情報を集約するシステムなど、様々なシステムがありますが、それぞれのシステムで情報の集約する内容が重複するものがあるのですが、他システムと連携は可能なのでしょうか。	避難所管理システムに安否情報を入力する項目があり、CSV形式のデータにすることより消防庁の安否情報システムと連携することが可能です。 物資調達・輸送調整等支援システム等とは直接的に連携していませんが、避難所ごとの人数や要支援者の人数が分かるシステムとなっています。
128	その他	本システムは、警察や消防、地域の防災協力組織との連携・情報共有に資する機能はありますか	災害対策基本法上は、警察や消防、地域の防災協力組織などの避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に名簿情報や個別避難計画情報を提供するものとされています。 LGWAN（総合行政ネットワーク）等の環境を有する避難支援等関係者に対しては、クラウド型被災者支援システムを通じて情報共有や連携を行うことが可能です。 また、クラウド型被災者支援システムにおいては、避難行動要支援者名簿の情報や、個別避難計画の情報に係る外部提供の同意の有無、提供先を検索語として検索することにより、提供先に必要な情報を抽出することができます。 さらに、抽出された情報は、CSV等のファイルや紙媒体に出力ができます。これらの出力されたものを用いて警察や消防、地域の防災協力組織と情報共有を行っていただけます。
129	その他	整備費の事業費は令和4年度の当初で計上しなければならないのか。	クラウド型被災者支援システムについては、令和4年度の途中から利用することも可能ですので、補正等での計上もご検討ください。
130	その他	BCLの案内は今回がはじめてでしょうか	BCLについては、昨年11月4日にJ-LISから事務連絡を都道府県を通じてお送りしています。
131	その他	後日質問したい場合は、送付先は内閣府様宛、機構様宛それぞれ送付が必要でしょうか。	問い合わせ先に迷う場合は、同報ください。
132	その他	既存のJ-LIS製の被災者支援システムを導入済みですが、この場合オンライン申請を行えるようにするにはクラウド型被災者支援システムに移行しなければならないのでしょうか。	既存のJ-LISの被災者支援システムでは電子申請を管理する機能はありません。クラウド型被災者支援システムとのデータ連携によりご利用いただくことは可能です。
133	その他	将来的に強化地域計画のような未導入自治体の公表等は、お考えでしょうか。	クラウド型被災者支援システムについては、被災者支援関連システムを未導入自治体の導入を促進するものではありませんが、現時点で未導入の自治体の公表は考えておりません。しかしながら今後の被災者支援の充実のため積極的な検討をお願いします。
134	その他	避難行動要支援者名簿作成のデモ動画等あれば見せてもらえないでしょうか。	クラウド型被災者支援システムにおいては、避難行動要支援者名簿等に係る操作体験が可能なデモンストラーション機能を実装し、これを利用した出前講座、また、出前講座に基づくシステムを活用した業務の効率化事例を整理した資料を作成する予定としています。 なお、この機能等は、令和4年度中に提供される予定です。現在、機能設計等の準備をしているため、機能の詳細の御案内は後日となります。
135	その他	被災者支援に必要な被災者の配慮事項を自治体間で情報共有できるシステムとはならないか。	クラウド型被災者支援システムを導入している自治体であれば、当該自治体のアカウント等を他自治体の職員と共有すれば、被災者の情報の共有をすることができます。